平成２４年第４回美幌町議会定例会会議録

平成２４年６月１９日　開会
平成２４年６月２２日　閉会

平成２４年６月２０日　第２号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　一般質問
１３番　橋　本　博　之　君
８番　岡　本　美代子　君
９番　坂　田　美栄子　君
２番　大　江　道　男　君
日程第　３　同意第　２号　美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第　４　議案第３７号　動産の取得について（除雪トラック）
日程第　５　議案第３８号　工事請負契約の締結について
（駒生川関連第７号橋橋梁上部建設工事）
日程第　６　議案第３９号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第　７　議案第４０号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第　８　議案第４１号　美幌町住民投票条例等の一部を改正する条例制定について
日程第　９　議案第４２号　美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員

１番　新　鞍　峯　雄　君　　２番　大　江　道　男　君
３番　早　瀬　仁　志　君　　５番　中　嶋　すみ江　君
６番　松　浦　和　浩　君　　７番　上　杉　晃　央　君
８番　岡　本　美代子　君　　副議長　９番　坂　田　美栄子　君
１０番　宗　像　密　琇　君　　１１番　大　原　　昇　君
１２番　吉　住　博　幸　君　　１３番　橋　本　博　之　君
議　長１４番　古　舘　繁　夫　君

○欠席議員

４番　柏　葉　久　子　君

○地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

美幌町長　土　谷　耕　治　君　　監査委員　髙　木　　清　君

○地方自治法第１２１条の規定による出席受任説明者

副町長　染　谷　　良　君　　総務部長　平　井　雄　二　君
民生部長　馬　場　博　美　君　　経済部長　平　野　浩　司　君
建設水道部長　磯　野　憲　二　君　　病院事務長　大　村　英　則　君
会計管理者　鈴　木　元　春　君　　総務主幹　高　崎　利　明　君
電算主幹　植　木　恒　則　君　　住民活動主幹　丸　山　俊　夫　君
財務主幹　矢　萩　　浩　君　　政策主幹　武　田　孝　司　君
契約財産主幹　村　田　純　一　君　　税務主幹　大　平　幸　雄　君
環境生活主幹　谷　川　明　弘　君　　児童支援主幹　佐　藤　和　恵　君

福祉主幹	井上和俊君	健康推進主幹	立花八寿子君
農政主幹	高木恵一君	公社主幹	広島　学君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	門別孝志君	建築主幹	佐藤　修君
水道主幹	澤畠雅俊君	病院総務主幹	橋本美典君
事務連絡室次長	篠永幸男君	教育長	川崎俊郎君
教育部長	佐藤庄一君	学校教育主幹	藤原豪二君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	小西　守君
文化ホール建設準備主幹	石坂　聡君	スポーツ振興主幹	田村圭一君
農委事務局長	岩田憲次君	選管事務局長 監査委員室長	嶋田秀行君

○議会事務局出席者

事務局長	浅野俊伸君	次長	荒井紀光子君
議事係長	水上修一君	庶務係長	那須清二君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２４年第４回美幌町議会定例会第２日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、６番松浦和浩さん、７番上杉晃央さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第２　一般質問

○議長（古舘繁夫君）　日程第２　一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）〔登壇〕　通告どおり３点、古梅ダムの利活用について、水道給水地域の拡張について、防災計画について、このようなことについて御質問申し上げさせていただきたいと思います。

まず初めに、古梅ダムの利活用について。

農林省の総点検において、古梅ダムの活用が不十分という結果が出ている。

古梅ダムは、畑地かんがい用に整備されたもので、高品質の作物の収穫に一定の成果が上がっているが、農業形態の変化により、水利用率は６４％にとどまっている。

一方、近年、１戸当たりの家畜頭数の増加、ハウス面積の増加、防除用水など営農雑用水の利用が増加し、自家用井戸による水量では賄い切れない傾向にあり、ダムの利用率向上のためにも、現在の利用者以外にも活用の道はないか。

２番目に、水道給水地域の拡張について。

水道未普及地域において、亜硝酸態窒素、大腸菌汚染など水質に問題のある地域もあり、町民の健康を守るためにも水質の一斉点検の必要性、水道の延伸計画について考えをお聞かせください。

三つ目に、防災計画につきまして。

これは二つに分けまして、一つ目、全国瞬時警報システム、通称Ｊアラートの活用について。

全国瞬時警報システム、通称Ｊアラートの情報を住民に瞬時に伝える手段を持つ道内市町村が４割にとどまっているが、美幌町も町民に対してＪアラートの情報を瞬時に伝達するシステムを持つ考えはないか。

２番目に、防災時の復旧に当たって地域資源の活用ということで、農業の大型化に伴い、大型建設機械、雪上車、水槽などを持つ農家が多く、非常時に対して地域資源の連携を考える必要はあるのではないか。

この３点について質問をさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　橋本議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、古梅ダムの利活用について。

畑かん以外の活用についてであります。

畑かん以外の活用についてでありますけれども、古梅ダムは、国営の直轄かんがい排水事業女満別地区として、昭和４８年より工事を着工し、平成８年に完成し、農業用ダムとして共用開始したところであります。

平成２１年１２月２２日、農林水産省の農業用ダムの総点検結果で発表されました古梅ダムの利用率は６４％でありますが、利用目的が農業用水に使用することとなっているところであります。

畑地へのかんがい排水利用につきましては、河川法により水利権が設定され、受益面積は地番ごとに管理されているところから、受益地以外の農地では、かんがい排水等を使用することができないこととなっております。

現在使用できる水の最大量は、受益面積３，１５６ヘクタールで決定されているところであり、新たに受益地以外の農業者がかんがい排水を利用するには水利権の見直しをする必要があり、水利権を持つ網走開発建設部利用に係る北海道、大空町、美幌町両町の受益者との協議が必要となり、調査や調整のために長い年月と多額の費用が必要であり、非常に難しいと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

次に、水道給水区域の拡張について。

水道未普及地域における考え方についてでありますが、農村地域において、井戸水に含まれる硝酸態窒素や亜硝酸態窒素などが水道水質基準を超える事例が確認されており、飲用井戸の水質を心配される方に対しては、保健所などの検査機関に持ち込み、検査することをお勧めしておりますが、検査の結果、水道未普及地域で井戸水を飲用している硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が水道水質基準を超えている世帯を対象に、美幌町飲料水浄化装置設置事業により、浄化器設置費用の４分の３、限度額４５万円の補助をしているほか、特に影響が懸念される妊婦、乳幼児の健康を守るために、ゼロ歳児、妊婦がいる世帯については水質検査費用を助成するなど、町として飲用水の衛生対策に努めております。

水質の一斉点検の必要性の御質問については、飲用井戸の管理は個人となることから、町が個人の飲用井戸の水質を一斉点検することは考えておりませんが、オホーツク振興局では、地下水の水質の汚濁に係る環境基準で、定められた基準値を超える地下水汚染が確認された井戸の経年的な変化を確認するため、汚染井戸周辺地区から６戸を選定し、水質を継続的に調査しております。

水道の延伸計画につきましては、平成２０年度に水源の確保が困難であり、健康被害の懸念される緊急性のある地域で、現在の給水区域近傍で給水が可能な地域のうち豊幌地区、都橋地区、報徳地区の区域を拡張し、未普及地域解消事業により、平成２２年度より平成２４年度までの３カ年計画で豊幌地区の上水道の整備を進めておりますが、平成３０年までの長期計画では、新たな区域の拡張の予定はありません。

水道給水区域の拡張をする場合は、水源の確保や水道施設の整備などの資本的な支出や整備後の維持管理費の負担を伴うことから、事業効率上の問題が大きい地域では、浅井戸を深井戸に更新すること、浄水器や塩素滅菌器を設置することで水質改善が図られ、生活用水が確保される場合には、給水区域の拡張による水道設置の必要性は低いと判断されますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

次に、防災計画について。

全国瞬時警報システム、通称Ｊアラートの活用についてでありますが、全国瞬時警報システムにつきましては、津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、国から緊急情報を瞬時に伝達するためのシステムで、平成１８年度から運用が開始されております。

本町におきましては平成２３年３月に整備されていますが、同報無線が整備されていないため、町が受診した後に、災害対策本部委

員の職員に自動配信を行っているところであります。

住民への情報伝達手段としては、消防のサイレンによる伝達が考えられますが、サイレン信号の区分について十分な周知が必要であり、正確な情報が伝わらないおそれがあります。

また、同報系の防災行政無線の整備には多額の整備費用を要するため、当面の措置として、携帯電話を活用し、町内に滞在している住民に災害避難情報を一斉配信できるエリアメールの整備を整えたところであります。

現在見直しの地域防災計画の中でも、緊急情報伝達の方法など情報伝達のあり方について協議を進めてまいりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

災害時における地域資源の活用につきましては、応急復旧及び復旧作業等の非常時において、農業者の所有する大型建設機械等は大きな力を発揮するものと考えます。

当町におきましては、平成２０年から除雪対策として、２地区の協力連携のもと、農業者の所有するトラクター、タイヤショベルを活用して地域の除雪を実施しており、現在５地区に拡大されているところであります。

災害時における活用方法につきましては、現在見直しの地域防災計画の中で協議を行い、災害復旧時に有効な機械類及び操作並びに協力・連携可能な農業者等の調査と費用負担等について協議を行い、マニュアルなどの充実を図り、関係者への周知徹底や訓練の実施などにより実効性の向上を図ってまいりたいと思います。

以上、御答弁を申し上げました。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　農林省では、管轄の１９０ダムについて総点検を行いまして、水の効率の低いところと判断されたものが３０あります。その３０の中に古梅ダムも該当し、重点的に解決に取り組むということになっているようです。

地方農政局においては、道、地元と連携して推進組織を設置し、関連事業の計画的な推進の取り組みやかんがいの効果を示す実証圃場の設置など、そうしたもので対応していくということになっておりますが、ここで質問させていただきたいのですが、町の対応について、どのようになっているのか、また、農林省との話し合いがどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　１９０ダムについて総点検をしたと。そして、美幌の古梅ダムが６４％の利用率ということで、利用率の少ない３０の中の一つとして、古梅ダムという表記で公表されました。

このダムは、本当に巨費を投じてつくって、そして、特に高台地区のかんがい用水として使っているわけでありますけれども、その時々の天候だとか、それによって水の利用率は増減すると思いますけれども、いずれにしろ、国費あるいは畑総の道費で、支線も含めて、リールマシンまで導入してやっておりますので、実際２割から３割、作物によっては増収しているということでありますので、町としては積極的な利用をさらにお願いしていくと。

あと、国のほうからは、平成２１年１２月２２日に農林水産大臣の談話が出ております。その後特に、やはり、利用を上げるということに努めるということで、特段の指示だとか措置については今のところありません。

いずれにいたしましても、より多く、適宜使っていただくということが基本だと思いますので、私も水利組合の総会なんかにもお邪魔することがありますので、引き続き訴えていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　古梅ダムにおかれましては、回答の中にもありましたように、昭和４８年に工事の着手をしております。で

すから、計画はその何年か前ということになります。

昭和４８年といいますと、今から大体４０年。計画の段階になると、それ以上前ということになろうかなとも思っていますが、その間、農業情勢は大きく変化しております。当時、私が２０歳ごろですが、農家戸数はおそらく９００戸、１，０００戸近かったのではないかなと思いますし、現在は３７０台の農家戸数になっております。

ですから、耕作面積も非常に変わっておりますし、畑作も、作物自体の品種も変わっております。いろいろな、内外の圧力だとか、そういうものもある影響で農家戸数の減少はあったのではないかとは思いますが、そういうことで、４０年前の計画が、今は６４％という数字になっていることについて、実際、低いとも、私自身は思ってもいませんし、これが高いとも思っていないのです。こういう状況になっても、これは仕方がないのではないかなと。

ダムには、それは建設に、非常に時間もかかりますし、計画にも時間もかかる。その間に大きな変化があるということで、農林大臣の談話もちょっと載っていますが、重点的に利用率の低いところは解決していきたいという話ではございました。

ただ、私が思いますのは、利用率６４％、これは使っているから問題ないのですが、残りの３６％、これは地域資源だと思っております。これをどう利用するか。いかに利用して、産業を守り立てていくか。これを眠らせておけば、地域資源として全く利用価値のないものになってしまいます。

どういう形で利用するようにできるのか。これは、やはり回答の中にありましたように、水利権が設定されていたり、受益面積が設定されたり、大きな縛りの中で、このダムは、かん水は利用されているものですから、その縛りを解き放たなければ、なかなか、残りの３６％の地域資源を活用し切れない、そのような状況にあるのではないかなと、そんなふうに思っております。

町長は、できるだけ利用してもらうように、いろいろな会合で、あいさつの中で話をしておられるということでございますが、それだけではなかなか利用率が上がらないと。何とか残りの３６％利用できないかということで、今後、回答にありましたように、見直し、調査や調整のために長い年月と多額の費用を要する、非常に厳しい状況だということですが、こうした状況、北海道の畑地かんがい用のダムには同じような問題も抱えていることもたくさんございますし、当然、女満別地域の皆さんも同じ問題を抱えております。

ここに、道の調査書類、道も利用率の低下というものや使いやすい水の利用ということで、いろいろなアンケートや調査をしております。こうした調査というのは、当然、経済部あたりでは御存じかと思いますが、そうした調査内容において、また、厳しい規則の改善において、これを町長の政治力で何とかできないものか、努力していただきたいと、そんなふうに思っているのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　橋本議員も現に農業をされているということで、農業の歴史の中でも水戦争というようなことも昔は随分あったようであります。

農業にとっては本当に水が重要だと。そしてそれを、重要なところで、水利権という問題が立ちふさがっているというのが現実であります。

今、女満別地域と言われる古梅ダムを中心としたかんがい施設でありますけれども、今は高台に通っています。多分河川がないので、古梅ダムをつくって、水を引いて、畑地のかんがいに当たっている。そして片方で、今度は網走川の西側を中心とした、今、中央地域というところで、調査を何とか、予算をつけていただきたいということで要望しているのですけれども、これも、一つにはやはり水利権の問題をどうするか。昔は水田地帯で

あったところが畑地に変わってきて、畑地に対する、水をまかなければいけないということで、これも一つ、大きいのはやはり水利権という壁であります。

これは、美幌町長の政治力でなかなか乗り越えていけないというようなところも御理解をいただきたいなと思いますけれども、ただ、一方で、今、古梅ダムを使って畑地かんがいをやっている中では、例えばてん菜で言うと、地域平均の反収より４３％も上回っているという実際の数値が出ておりますし、また、バレイショですと５８％だとか、確実に畑地かんがいすることによって反収が上がっているという事実もありますので、今６４％しか利用率がないということでありますけれども、一方で中央地域もそういう要望を今ちょっとやっております。

ただ、ダムも、やはり最大利用数、受益面積に合わせた最大の、マキシマムのところで、やはり水をとるということを当初計画しているので、ぎりぎりのところまで使い切ってというようなことの施設ではないので、多少、先ほど言ったように、年度あるいは期間によっては増減があるということだと思いますので、本当に引き続き、やはり、大いに利用していただいて、そして農業経営のためになる施設だということを、さらにこういった施設を使って発揮していただきたいなというのが思いであります。

水利権はなかなか手強いなというような思いを肌で感じているところであります。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　そうなのです。受益者農家以外の活用というのは、規制の枠内では非常に難しい。ここで規制緩和とか目的外使用を認めるとか、そういう問題で町長も動いていただいているということで、ここについては了解いたしました。

また、そのほかに受益農家の要望というのもございます。先ほど言いましたように、農家戸数も減って、農地も５０年前、４０年前の３倍になり４倍になりしているということで、新規に取得した畑に追加整備を行いたい。これもやっぱり難しいのですよね、決まりの中では。また、受益地以外にも給水栓を設置したい畑がある。

これはいろいろな問題もたくさん出ているのです。これを解決しなければ、これもやっぱり、水利権とかその他のものにかかるのはわかっていますが、これをやらない限り水の利用率のアップにはならないし、地域資源を眠らせたままになってしまうということで、いろいろな地域と協調するのも必要かなと思っております。

中でもこれは、田中地区のアンケートの集計結果かなと思うのですが、リールマシンの台数をふやしてほしいとか、こういうのは同じなのですが、農機具の洗浄、飲料水、生活用水としても利用したい、こういう意見も持っている状況もあります。こうしたことも、考慮できるものなら考慮していただきたいと、そんなふうに思っております。

ですから、受益農家の要望、課題を道の農政部、農林省にも伝えていただきたいと思いますし、受益農家以外にも、規制緩和、また目的外使用を認めるような形も、できることならば、時間がかかっても、これは行っていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　１回目の答弁のときに、網走開発建設部、あるいは北海道、大空、美幌町、そして両町の受益者との協議が必要だということで、昭和４８年にスタートしましたけれども、調査だとか意向調査を含めたら、その前にさかのぼって４年、５年の時間を多分かけきたのではないかな。そして、今受益者になっておられる方は、相当の覚悟を持って受益の負担金を払い、そしてこれを守ってきたという、そういう意識が非常に強いと思います。そこで新たな受益面積を広げるということは、相当な調整が必要だということも、我々、大きな問題というか課題

ではないかなと思っていますので、受益者同士の調整というのも非常に難しいのではないかなと思っています。

それと、多目的なということで、小水力発電というようなお話もあったようでありますし、また、我々としては、やはり飲料水に何とか使えないかというような思いがあります。

今、日並の水源地から日並の浄水場まで、１本のルートしかないわけでありますけれども、日並の浄水場からちょっと奥に入ると、畑かんの管が走っているので、バックアップ体制として何とかそれができないかというような思いも実はちょっと持っていますけれども、それはあくまでも緊急時の対応ということで、バックアップというようなことで、ちょっとお話をさせていただいているのですけれども、なかなか、はっきりしたことが、まだ詰まっていないということで、具体的に工事ができるかどうかはまだちょっと先の話ですけれども、そのようなことも、実は飲料水に関しては、我々としてもバックアップ体制をとれればなというような思いを持っておりますので、こういったこともまた、今後においては少しずつ詰めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　ということで、ここは終了させていただきますが、こうした非常に難しい問題ではございますが、時間をかけて一歩一歩前進していただきたいと、そんなふうに思っております。

畑の水については今、問題を提起させていただきましたが、続きまして飲料水の問題、水道未普及地域における考え方ということで、突然生活用水が硝酸態窒素や亜硝酸態窒素に知らぬ間に汚染されたとしたら、皆さん恐らくショックを受けると思います。

水道給水区域の皆さんは、十分な量とともに安心・安全も買っているということで、それなりの水道の値というのは十分にあるものだな。使っている人より使っていない人が、これは十分にわかっているつもりでいます。それだけライフラインの一環として水道は大切なもので、将来的には私は、望むなら、全世帯に水道を普及させるべきだと、基本的にはそのような考えを持っております。

そこで、再質問させていただきたいと思います。

町は、給水区域以外の水質の状況をどのように把握しているのかということでお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　区域以外の地下水等の調査については、過去に北海道において、平成１０年から１１年にかけて、これは大腸菌の検査でございますけれども、全戸数２５０戸の検査を行ってございます。その結果、大腸菌が検出された井戸については１７件という報告があります。

その後、平成１１年２月に、御質問の地下水に硝酸態窒素あるいは亜硝酸態窒素が追加されたことによって、水質検査を北海道で行いました。それは、畑作地帯を中心とした、基準を超える地下水のある方を中心的に、平成１４年７月２６日に水質検査を５件行ってございます。この地区については、栄森、豊幌、古梅、報徳であります。

その結果、基準をオーバーしている地区が多いということで、平成１５年の５月、９月に、追跡調査としてですけれども、報徳地区、それから古梅地区を実施しているところであります。その結果、かなり基準がオーバーしているという結果も出てございます。

その後、北海道において、町長の答弁にもありましたけれども、定期的なモニタリングを毎年道で実施してございます。特に、平成２２年度においては、報徳地区３件、古梅地区２件、豊富地区１件の計６件で、抽出をやりながら今現在来ているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　了解いたしました。

そういうことで、未普及地域の水質を今のところは理解しているということだと思いますが、これにいたしましても、これは大分前のデータということになっております。

そうした中で、将来、未普及地帯に水道を拡大させる場合、こうしたものがやっぱりデータになるのではないかなと思いますし、地下水汚染は長年にわたって来るものですから、突然なくなったり、また突然出てきたりということもあると思いますし、ある程度の時間を置きながら定期的にやる必要があるのではないかなと思います。

そうしたデータに基づいて、今後、未普及地域の解消というものにつながるのではないかなと、こんなふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　橋本議員おっしゃられるとおり、こういった検査については定期的にやる必要があるからということで、町民に対しても、水質検査等についてのＰＲ等も含めて進めているところでありますけれども、実は地下水のある方についても、直接保健所に持っていっているケース、あるいは自分で民間業者に頼んで地下水の検査をやられているという話も聞いてございます。

今後についても、水質検査等についても、そういった水質検査できる体制を含めてＰＲをしていきたいというふうに考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　そうですね。町民の健康被害を未然に防ぐにも、やっぱり一斉点検も必要ではないかなと思われますし、給水区域の拡張計画を立てる上でも必要ではないかと、そんなふうに私は思っております。

それに対しまして、給水地域を急に延ばすにいたしましても、非常に時間とお金がかかる。経済的に合うのだろうかということで返答が来ております。当然、それもやっぱり、健康を守ると同時に、そうしたことも十分考慮していかなければならないとも考えております。

そうした中で、回答の中で、浅井戸から深井戸に、井戸をもう少し掘り下げてはいかがなものかという提案、考え方を持っているとも聞きました。私もそうした考え方、水道がつくまでの間、そうしたもので代替にやっていくのも適当だろうと、こんなふうに考えておりますが、その場合、黙っていてもなかなかできないもので、町が積極的に、補助金を出すなりして、こうした動きのほうに持っていく必要はないのかなと、そんなふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　前段言われた、全戸に水道水をというようなお話でありました。

また、上水道を使っている方は、それこそ蛇口をひねると安心・安全な水が出てくると。そして、片方では亜硝酸態窒素あるいは硝酸態窒素が出てくるという不安の中で過ごしている町民の方がいるということで、そのような中でも、特に健康被害が心配される地域で、かつ現在の給水地域に近いと。そして、水源の確保が難しいというようなことで、豊幌地区に今回は水道のほうが足を伸ばしていったということであります。

それと、一方で、やはり、井戸水を使っておられる方については、水質検査は、基本的には設置者が行うというのが原則ルールになっているということでありますけれども、私どもとしては、過去に、先ほど部長が答弁したように、保健所あるいは道が一斉にやって、その後、経年的なデータをとるということで、引き続き抽出でやっているところもありますけれども、一方で、我々美幌町としては、特に妊婦がおられる家庭、あるいはゼロ歳児の子供さんがおられる世帯に対しては、保健所で行う検査手数料相当額、７，０００円になりますけれども、これの助成をして検査をしてもらうという体制も調えておりま

す。そして、万々が一何かが出ると、浄水器などの助成もさせていただいているということであります。

給水区域から相当離れているところに、例えば一つの固まりではなくて数軒あるところに、例えば水道が足を伸ばしていく効率と安全性とのはかりだと思うのですけれども、そういうところをどうするかというのは今後の私どもの課題だと思っておりますけれども、それは個々の事案、実態に合わせて、やはり考えていかなければいけないのではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、水洗トイレが今、町は公共下水道、そして特定環境施設、あるいは個別排水で、全体的に水洗化については可能になったということでありますので、次は水道ということで、私もそのことを訴えて当選させていただきましたので、いろいろな方法を考えながら、やはり安全な水を提供するというようなことに、今後についても努めていきたいと。水道ばかりではなくて、いろいろな方法もやはり考えていかなければいけないと、そんなふうに思っております。

深井戸のことも、これも直ちにというわけにもいきませんので、今後研究していきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　そうです。町はゼロ歳児、乳幼児に対して、また妊婦に対して、単独で助成をして、水質の検査、健康被害のないようなことに努めているということについては、これは美幌町として正しい取り組みだと、そんなふうに私は思っております。

また、下水道につきましては、個別排水ということで、もう１０年以上も前からこうした事業に取り組んでおります。相当の世帯がこの恩恵にあずかっているのも事実です。

こうしたことに基づいて、今度は上水道、これも、今、町長から、深井戸用に更新するときにあって、今後考えたいと、そういうようなお答えがありましたので、これも一つ前進かなと。水道が完備されるまでの間、こうした状況でやっていくのも、これは一つかなと、そんなふうに思っております。

そういうことで、畑の水のほう、飲み水のほうを終了させていただきたいと思います。

続きまして、Ｊアラートの活用ということで、国は、２００７年からＪアラートを開始しております。２０１１年までに全国のほとんどの自治体がこうした装置を、完備を終えているという状況でございます。

このＪアラートの中身というのは、地震情報、津波情報、火山情報、気象情報、北朝鮮で話題になりました有事関連情報など、まだこのほかにもたくさんあるのですが、国と住民、国民を、時間的なロスを最小限度にして、直接瞬時に伝達することができる、これが本来の目的でございます。美幌町の場合、昨年の３月に完備されたということになっております。

国もちょっとおかしなところがあるのですよね。国は、Ｊアラートで自治体には送信はするのですが、受信した自治体がどのように住民に送信するかというシステムについては、ここでは何も言っていないのです。受信した情報をどのような手段で住民に伝えるかと。

これは、道の調査だったと思いますが、昨年１２月の時点で、道内１７９町村のうち７９町村、約４割になりますが、この４割の自治体がすぐに情報を住民に伝えることができる。早いところでは１０秒以内で住民に伝達することができるということになっておりますが、これは、考えてみますと、防災行政無線を使っているからということだと思うのです。

美幌町はまだ防災行政無線を完備していないということで、完備するにしても多額な費用もかかるし、時間もかかるということで、恐らく私も、当初から、これは携帯のメールを使うのが、とりあえず一番先にすることな

のだろうなと。

もともとＪアラート、それ自体が携帯メールに使えるようにできているという話も聞いておりましたのですが、そういうことで、そこの進捗状況、いつから運用できるとか、そうしたお話を聞かせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（古舘繁夫君）　総務主幹。

○総務主幹（高崎利明君）　今お話のありました携帯メールへの配信につきましては、Ｊアラートから入った情報をメール配信できるシステムが、現在Ｊアラートのシステム的には最大３０件というふうに制限がありますので、それで、今現在、回答を述べさせてもらっているとおり、町の災害対策本部の職員にだけ配信させていただいております。

エリアメールにつきましては、新たに携帯各社と契約を結びまして、町のほうで入った受信をそれぞれ打ち込んで、エリアメールで住民の方に配信するということで対応させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　なるほど、そういうことですか。

とりあえず、美幌町の場合は、もともと備わっている機能のうちの、直接運用できるというところはそこだということですよね。庁内２０件から３０件のメールとつながっていると。防災関係の職員だと思いますけれども、その人たちとつながっているということですね。

将来にわたって防災無線を使えなければ、そういった方法もとらなくてはいけないだろうし、また、高齢者とかそういう人たちで携帯を持っていない人は、またこれも、あぶれてしまうという言い方はおかしいのですが、情報を得られないという結果にもなると思うのです。

大変難しい問題です。でも、時間もかけていられない問題だとも思っております。

道の防災計画、１４年ぶりに大幅な修正を決定したということでございます。

この防災計画は、コンセプトを減災、いろいろな災害があるものだ。その災害をどれだけ少なく食いとめるか、減災ですよね。こういうものが完備されれば、あったときに少しでも早く避難することができるとか、そういう問題につながっていきます。ですから、何らかの方法をとって、せっかくの情報を早く町民に知らせるシステムを美幌町として構築していただきたいと思いますが、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　災害含めて緊急事態の情報をどうするかということだと思いますけれども、Ｊアラートで受信して、今は３０件の対策本部職員に自動配信しかできないということであります。

では、町民の皆さんにどう伝えるかということですけれども、美幌町は、同じ時刻に同じ情報を発するという同報系の行政無線がないということであります。これは多分、海岸線の津波対策で設置しているところが多いのではないかなと思いますけれども、それではあとはどうするかというと、ＣＡＴＶが入っているところは、多分それを使ったりすると思います。

それで、有効な手段ということになると、やはり、一つには整備を整えたエリアメールの中で、まず携帯電話を持っている方について発信を行うということと、あと、事態によってはテレビが自主的にいろいろな情報を発信するという方法もあると思いますけれども、北海道と道内の報道機関が実は協定を結んでおりまして、私どもも結んで、何か緊急事態が発生すれば、報道機関に通知すると、そこで、例えば避難命令だとか避難勧告だとかという情報を流していただけるというような、そのような協定を結んでおります。

そういったことで、テレビ、ラジオについては、例えばオフの状態にしておいても、多分あれはスタンバイ状態だと思いますけれど

も、自動的にオンになって情報が流れるというようなこともあります。そういったことの利用もしなければいけないと思いますし、また、ホームページを通じて情報をお知らせする、あるいは広報車が回る、あるいはサイレンでお知らせするというようなことが今考えられるので、いずれにしろ、いろいろな方法を使って、住民の皆さんにいち早く事態を知らせるということが重要だと思いますので、同報系の設備は、恐らく３億円以下、若干切れるぐらいの金額になるということで、多額な金額になるということでありますけれども、いずれにしろ、今、モバイルを含めて大変普及しているので、そういったものの利用も考えていかなければいけないと思っております。

極力早く、Ｊアラートで受けた事態は広くお知らせするということに努めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　当然国も、国の情報を住民に直接伝える手段として、自治体が担っていくということになれば、そうしたことも、多少経費はかかっても、当然、住民の生命、安全を守るためにはやっていかなくてはならないことだと。

経費の問題もありますので、今すぐということにはならないかとは思いますが、災害はいつ来るかわからないということも加味しながら進めていただきたいと、そんなふうに思います。

続きまして、災害時における地域資源の活用につきましてということで質問させていただきましたが、吹雪の日の通学路または集乳路線について、町の除雪車が足りない場合は地域住民のタイヤショベルだとかトラクターを使って除雪を実施している、こういう状況というのは私もわかっております。

こうしたものもわかっていますが、これはもっともっと身近に、町として調査しておかないと、例えばどこに重機があるのだ、どこに水槽があるのだ、どこに食料があるのだ。農協で言えば、農協の倉庫に、ひょっとすると小麦もありますし、芋もありますし、そうした貯蔵施設もありますし、点在している場合もありますし、そうした情報をきちんと揃えておかなければ、いざというときに、これは使い切れないのですよね、せっかく物があっても。これは建設機械に限らず、いろいろなものがあっても使い切れない。そうしたものをいかにうまく、瞬時にして活用していけるか、これが今後の課題だと思うのです。

今後、防災計画の変更があるとすれば、そうした点にも十分考慮していただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　一たび災害が発生すると、本当に地域の総力戦だと思っております。そういった意味で、地域のそういった災害における資源の確保をどうするかということは大きな課題だと思います。

議員おっしゃるとおり、私も何か起きたときに、どこに何があるかということをしっかりわかっているのとわかっていないのでは対応が全然変わると思います。とりわけ、私は直下型の地震がやっぱり怖いというような思いがあります。直下型で来て、一番心配なのはやはり、下水道が寸断されたときにどうするかというところ。では、そのとき、例えばレンタルの簡易トイレがどこにあるのかということなど、考えれば寝られないようなことがたくさん出てくるのでありますけれども、そういうことも防災計画の中でしっかり論議していただいて、細やかな、そのような計画にぜひともしていきたいなという思いであります。

○議長（古舘繁夫君）　１３番橋本博之さん。

○１３番（橋本博之君）　ということで、今後とも、この辺の細やかな計画につきまして期待したいなと、そんなふうに思っております。

何年か前の大吹雪に、粉ミルクがなくなっ

て、粉ミルクを届けるのに自衛隊の雪上車を利用したというのをちょっと思い出しまして、ああいう例えば雪上車などというのは、農家に結構持っている人が多いのです。融雪剤を散布するのに、雪の上を自由に歩ける雪上車がたくさんございます。そうしたものをやっぱりきちんと把握していなかったら使い切れないのです。だから、そういうことをきちんと把握してほしいということです。

ということで、三つ問題を提起いたしましたが、大変難しい三つの問題で、町長も頭が痛いのではないかなとは思いますが、どうしてもこれは避けて通れない問題で、町長の政治勢力に期待しまして終了させていただきます。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　本当に、３．１１から、想定外と言えない中で、どういうふうな想定をして防災計画をつくるかというところは非常に悩ましいところがあると思いますけれども、いずれにしろ、今回の防災計画は町民の皆さんの御意見もいただきながらというようなスタンスでおりますので、細やかな防災計画になるよう引き続き努めていきたいと、そんなふうに思っておりますので御理解をお願いしたいと思います。

○１３番（橋本博之君）　終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、１３番橋本博之さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を１１時１０分といたします。

午前１０時５８分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）〔登壇〕　私は、さきに通告いたしました３点３項目について質問いたします。

１点目、保健行政についてです。

限度額適用認定証の周知について。

国保加入者に対する限度額適用認定証の周知について。

がん、心臓病、脳疾患などの重い病気にかかると、多額な医療費の負担を強いられるというイメージを持つものですが、現在は公的制度によって患者の自己負担額には上限が定められていて、国民健康保険の窓口で限度額適用認定証を交付してもらい、医療費の支払い時に医療機関に提示すれば、以前のように一たん３割分を立てかえなくても自己の限度額だけを支払う制度になっています。

平成２４年４月からは、入院だけでなく外来診療においても適用されることとなり、高額な医療費に対する心配がかなり改善されたと考えておりますが、この制度の認知度はまだまだ低いと考えています。住民の生活不安解消のためにも制度の周知を徹底すべきと考えています。国民健康保険証の切りかえどきなどに、より明確にお知らせする考えがあるか、お聞かせください。

２点目といたしまして、町道の安全についてです。

町道２号の安全について。

町道２号である網走信金稲美支店と自衛隊官舎Ｃ棟の間から旧ウエスタン前の通りは、美幌川沿いに、美幌峠方向へ向かう道路が改良されております。

交通量も増加していますが、信号機や横断歩道がないため、車はかなりのスピードで走行するのが見受けられます。地域住民の方の中には交通事故が発生するのを心配されている方もいます。

旧ウエスタン付近は、バス停もあり、手押し信号機や横断歩道をつくるなどの安全対策を検討する考えはないか、また、設置基準などはどのようになっているかお聞かせください。

３点目といたしまして、節電についてです。

町内の節電について。

道は、北海道電力泊原子力発電所の停止で懸念される道内の電力不足に対して、７月２３日から９月１４日の期間、７％の節電目標を設定しました。

このことから、道内市町村に節電を取り組んでもらうため、総合振興局・振興局ごとに対策会議を開催して、市町村に対し節電の目標値を設定するよう働きかけるとのことですが、オホーツク振興局からは節電に対してどのように求められているのか、現在の状況をお示しください。

また、町内で７％の節電に取り組むとすれば、地元で製造する事業所なども含めて懸念される問題点はないのかお聞かせください。

以上３点、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　岡本議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、保健行政について。

限度額適用認定証の周知についてでありますが、限度額適用認定証の周知については、国保の保険証更新時に各種制度のパンフレットとともに周知文を同封するほか、窓口に案内チラシの配置、広報誌やホームページ等に掲載し、機会あるごとに周知をいたしております。

本年４月からは、高額な外来診療を受ける方についても、限度額適用認定証などを提示すれば、年齢や所得に応じて負担の上限額が異なりますが、窓口で自己限度額だけを支払う制度となったため、広報びほろの３月号及び４月号に掲載したほかホームページにも掲載しているところであります。

また、医療機関においても高額療養費制度の周知が図られているため、窓口に限度額適用認定証の申請手続に来られる方もいらっしゃいます。

そのほかの周知方法として、国民健康保険税の納付書発送時にも国民健康保険一部負担金の減免制度と限度額適用認定証の周知及び特定健診の受診についてのチラシを同封することとしております。

なお、国民健康保険証の切りかえ時等により明確にお知らせする考えがあるかとのことですが、従来と同様に、保険証更新時についても制度のパンフレットや周知文を同封する予定でありますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

次に、町道の安全について。

町道第２号の安全についてでありますが、町道２号道路、栄通の網走信金稲美支店から旧ウエスタン前の道路については、美幌中学校、自衛隊駐屯地、特別養護老人ホームへの交通路線や市内循環線のワンコインバス、右回り、左回りの路線で、最近特に交通量が著しく増加している路線でもあります。

この路線の交通規制につきましては、時速４０キロの最高速度制限と駐車禁止区間の道路標識が設置されておりますが、道路標示の横断歩道は、網走信金稲美支店交差点以外には設置されていない状況となっております。

御質問の、旧ウエスタン付近に手押し信号機や横断歩道をつくるなどの安全対策を検討する考えはないかでありますが、信号機の設置や管理並びに横断歩道の設置につきましては、地元の警察署を通じて道の公安委員会が交通規制を行うこととなっております。

また、信号機や道路標識等の設置基準につきましては、道路交通法に基づき、信号機設置の指針、横断歩道の規制実施基準が定められておりますが、各関係機関と協議を行い要望してまいりたいと考えております。

次に、節電について。

町内の節電についてでありますが、今夏における北海道の電力需給の見通しや国が示す節電方策、対策、節電の取り組みについて情報共有を図るため、オホーツク地域におきましても、総合振興局の呼びかけで、市町村、民間企業を対象に、６月５日に北見市でオホーツク地域電力需給連絡会議が開催されております。

その会議におきまして、国（北海道経済産業局）から政府の今夏の電力需給対策につい

ての説明があり、北海道電力管内での節電目標、対一昨年比、平成２２年比でありますけれども、マイナス７％以上と、数値目標を伴う節電期間及び時間が示されました。

この要請は、製造業などの大口需要家、事務所などの小口需要家、家庭、それぞれに対する要請であります。

７％以上の節電要請ですが、主要最大電力キロワットに対して７％以上の削減を求めるもので、同時間に使用する電気機器を７％以上減らしてほしいとのことであり、医療機関、老人施設、介護機関は規制対象外となります。

製造業などの事業者に懸念される問題点ですが、事業者に確認したところ、日常的に空調や照明の一般設備の節電や生産用動力などの生産設備の節電を行っており、新たな実施はかなり厳しいものがあるとのことですが、さらなる節電を考えていきたいとのことであります。

節電の具体的対応につきましては、町の広報やホームページで協力依頼や節電ポイントのＰＲをしていく考えであり、役場施設におきましても、今夏の節電に向けた美幌町の取り組みをまとめ、７月２日から９月末日まで、使用最大電力値の７％カットと、さらなる節電を取り進めていく考えであります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　それでは、保健行政のほうから随時再質問させていただきます。

限度額認定証の周知については、国保の保険証更新時、窓口のチラシ、広報、ホームページで機会あるごとに周知している。４月からの外来診療の対象についても、３月、４月号の広報に掲載している。医療機関でも周知しているため、窓口に申請手続に来られる方もいるとのことで、平成１９年からの制度が、かなり周知の努力のかいもあって、大分効果が出ているかなというふうに考えます。

特に、ことしから外来診療にも適用になり、一層充実した制度になりました。外来診療に対する適用は、通院でがん治療をする方の高額な抗がん剤治療費負担軽減に大変助かる制度です。

この制度をつくるためには、がん患者の会などが厚生労働省に座り込んだりデモをしたりして、ようやく手に入れた制度です。こういうことをテレビで見ていまして、体にむち打って頑張ってくれているなというふうに私は考えていたものですから、この方々の労にこたえるためにも、１人でも多くの方がこの制度を知って、病気治療に対する経済的負担の軽減で安心して治療を受けられる環境づくりが重要と考えています。

全国的にも、４０歳、５０歳でも周知度は３０％ではないかという報道もありましたけれども、何％と、難しいかもしれませんけれども、美幌の状況としては、国保に限りますけれども、どの程度の周知度かなというふうに、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　限度額認定証の周知につきましては、岡本議員おっしゃられるとおり、あらゆる機会を通じながら、広報ホームページ、あるいは更新時、窓口に来たときに、その制度のＰＲをしております。

一番問題なのが、やっぱり高額療養費。実際かかったときに、限度額認定証を持っていない方についても役場のほうで本人のほうに通知をして、高額療養費の申請をしてもらうように進めています。そのときに、２回目以降に限度額認定証を申請すれば、負担金を払わなくても対応できるような説明をきめ細かにやってございます。

お尋ねの、周知についてはそういうことで、大体６，０００世帯について周知を行ってございますけれども、実際の件数につきましては、今現在３５０人ぐらいの限度額認定証を資格申請に基づいてしております。率に

直すと、５．６％ということでございます。

ただ、今、平成２４年４月から通院も可能になったということで、同じように前年度の４月を対比すると、４月末現在で２５件ふえてございます。あるいは、５月末現在においても前年対比３２件ふえてきておりますので、さらに、本当に、万が一そういったことがないようにということもありますけれども、限度額認定証を申請しておけば対応できるということをさらにきめ細かに周知していきたいというふうに考えてございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　今の答弁で、高額療養費を使わずに払ってしまったという方の通知もなるべくわかりやすいものにしていただきたいなというふうに思います。

納めるお金は黙っていても取られるけれども、いただけるお金は申請手続をしなければもらえないということがありますので、うっかりして申請ミスがないように、わかりやすい通知を出していただきたいなと思っていますし、６，０００世帯の中の３５０人がそれを持っている。どちらかというと、高額な医療費がかからない人がそれをあらかじめ持っているということは少ないもので、こういうふうに申請に来ている方というのはやっぱり、それなりの高額な医療費がかかる病気になっている方かなというふうに思っています。

こういうことにこだわるのは、現在のような経済環境では個人所得が非常に伸び悩んでいる状況であります。その中で、国保の方が自分の生活設計を考えるときに、医療保険の加入の仕方が、この制度を知っていると知らないのでは大きな違いがあるのではないかというふうに言われています。今後とも周知していくとのことですが、さらなる努力を期待いたします。

もし、これでちょっと何か答弁があれば。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　高額療養費がかかった場合の申請については、３月分で言いますと、２７２件のうち８４件がございました。この８４件については申請をしてもらうように役場のほうで周知をしてございますけれども、そういったこともきめ細かに、１回申請することによって限度額認定証も申請してもらい、次回からは負担しないようなことも、今後についても申請してもらうような指示徹底をきめ細かにやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　この２７２件というのはやっぱり、２７２件の中の８４件ということは、年代とか所得とかいろいろあるかもしれませんけれども、やっぱりもうちょっと一生懸命周知していただきたいなとつくづく思います。

そして、この質問を終わらせていただきます。

それと、２点目の、次、町道の安全について、再質問してまいります。

私は、美幌町は、町長以下、非常に交通安全に対しての取り組みが熱心に取り組んでいる町だというふうに考えています。自治会単位でも旗の波に参加したりして、町民に交通安全に対する取り組みは広く周知されているなというふうに思っています。今問題にしている旧ウエスタンの前で旗の波をするときもあります。

答弁では、信号機の設置や管理、それから横断歩道の設置については、地元の警察署を通じて道の公安委員会が交通規制を行う。また、信号機や道路標識などの設置基準は、道路交通法に基づき信号機設置の指針、横断歩道の規制、実施基準が定められているとのことですけれども、町の役割として、危険を回避すべく改善する場所を見つけ、公安委員会に提案していくという役割があるのではないかと考えます。

町の中の環境の変化を見ながら関係機関に働きかける。この道路以外でも、もっと改善する道路があるのではないかと考えますけれども、いつ、だれがそういう危険な道路を見つけ出し提案をしていく役割をしているのか、わかればお知らせください。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　特に役割とかということではなくて、町ももちろん、いろいろなところをパトロールしたり、交通安全の組織の会合とかがあって、そういうところで、こういうところが危険であると、それに対する措置をできるところでしっかりやるということだと思います。

最近の例で言うと、冬になると、大正橋の手前のカーブの下りのところが非常に日陰になってすべると。そうしたときに、ではどうするかというときに、町は、できることは何かといったら啓発することだということで、大きな看板をつけさせていただきました。

それぞれ権限、役割はあると思いますので、それぞれに声を届かせる、そういうことで安心・安全な交通の環境をやはりつくる必要があるのではないかなと思っておりますので、それぞれに権限が与えられておりますので、そこを越えて横の連携、縦の連携をどうするかは、それはしっかりとやらなければいけないと思っております。権限があるからそちらに全部任せるということではないと思います。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　まさにそうだと思います。それで町の中の危険箇所を、やっぱりどこか吸い上げて、それを届ける役目をするところがなければだめだなというふうに思っています。

何年前かになりますけれども、市街地で死亡事故が相次ぎました。そのときに、町内の危険箇所を各事業所に呼びかけて、あれは住民活動が中心になったのかなというふうに思っていますけれども、各事業所に参加していただいて、町内のヒヤリ・はっとマップというものを作成したということがあります。

これをつくってから、かなりになると思うのですけれども、このころから、また町内環境がやっぱり変わっていっていますので、これの見直しというか、ある程度、交通安全に対する呼びかけだけではなくて、現実的にこういうふうな問題の見直しというのですか、そういうことも必要ではないかなというふうに思っています。

これも、事業所で常にこういうことをやっているよとか、ヒヤリ・はっとマップを作成してからはしばらく滞っているよとか、その辺がわかればちょっとお知らせください。

○議長（古舘繁夫君）　住民活動主幹。

○住民活動主幹（丸山俊夫君）　ただいまのヒヤリ・はっとの件でございますけれども、ヒヤリ・はっとにつきましては、たしか平成１９年に作成しているというふうに思っております。既にもう５年程度たっておりますので、最近の交通情勢、状況等も変化しておりますので、今後そういったヒヤリ・はっとを再度検討していきたいというふうに現在考えております。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　やっぱり高齢化社会になりますと、この横断歩道の問題から町の中をいろいろ見ていると、結構横断歩道がない道路がありまして、横断歩道をつくれば、スムーズに車が、横断歩道ばかりだったらということもあるかもしれませんけれども、やっぱり高齢化する社会では、やっぱりはっきりした、歩行者優先の横断歩道というのもかなり必要だと思っています。

ここの場所だけではないと思いますし、自分が見ている感じでは、やっぱり縦のライン、大型店のほうに行くような、日の出から上に上がっていくようなラインが、やっぱり見直しをかけたほうがいいかなというふうに思っていますので、今後ともこの辺の見直しをぜひ行っていただきたいと思います。

次に……。

○議長（古舘繁夫君）　答弁はいいですか。

○８番（岡本美代子君）　答弁はいいです。

次に入ってまいります。節電について再質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁では、事業者に確認したところ、日常的に節電を行っており、新たな実施はかなり厳しいものがある。しかし、さらなる節電を考えていくとのことですけれども、同時間に使用する電気を７％以上減らす取り組みをしなければならない。対象外となる医療機関、老人施設、介護施設を考慮すれば、いかに私は一般家庭、約９，０００世帯の方々の節電に対する協力が重大であるかというふうに考えられます。

きのうの新聞では、道が道民や道内企業に正式に節電要請してから１カ月で、２０１０年の同じ時期に比べて、もはや４．７％の削減になったというふうな報道がありました。火力発電所のトラブル、それから故障などによっては、今回の節電は７％を越える目標の必要があるということも懸念されているとも言われています。一般家庭約９，０００世帯にどのように協力依頼をしていくのか、何か名案がありましたらお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（平野浩司君）　今回の国からの要請については７％ということであります。

今、議員おっしゃったとおり、なかなか大口需要家、というのは、具体的に言えばやっぱり製造業をやっているところで７％落とすというのは非常に難しいということでございます。

そういった中で、それぞれの家庭の中で下げていただくということでございまして、答弁書にも書いてございますけれども、基本的には北海道電力のほうが７月の検針時に、まず御家庭における節電のお願いの中に節電チェックシートが入っている、これが全部配られるということを前提にお話をさせていただければ、町の広報、実質的には７月が間に合いませんので、これが７月ということですので、８月の広報、それから、ホームページ等については早い時期に、できるだけ早く協力をお願いする、また、それから節電の仕方の一つの方法等を載せたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　７月の広報には間に合わないということで、北電からは、いつも小さな用紙は入っていますけれども、大々的にやるということで。

先ほども言いましたけれども、省エネできない施設ということの中には、農業の収穫時に、やっぱり乾燥させなければならないとか、それから農業の加工施設を考えれば、美幌の場合はやっぱり一般世帯にどのように協力を仰ぐかということになると思います。

以前に、学校の節電なんかで提案したことが私はあったのですけれども、節電に取り組んだ金額を、例えば学校に、金額で、例えば５万円なら５万円、１０万円なら１０万円削減できたらそれの半分をあげるよとか、そういう美幌ならではの取り組みも考えてもいいのではないかというふうに思っています。

広報、それからホームページというふうな宣伝の仕方もありますけれども、ホームページにしても、美幌の人の、この９，０００世帯の中で、実際にホームページを見る方というのはどのぐらいだというふうにとらえているのかなというふうに思います。

この問題に対しては答弁いただかなくてもいいのですけれども、私は、約９，０００世帯に大々的に協力依頼をしてもらうなら、チャレンジデーのような取り組みを考えていったらどうかなというふうに思っています。ことしも残念ながら負けてしまいましたけれども、あの取り組みは、町民と、それから役場が一体となって、熱心に取り組んでいます。その周知度といいますか、かなりのものがある。また、同じことはできないかもしれませんけれども、あのぐらいの一体感があ

れば、かなりの節電に私は取り組めるのではないかなというふうに思っています。

庁舎内を見渡しても、こんなに、乾いたぞうきんは絞れないと言いますけれども、かなり庁舎内は節電が、私は行き届いているのではないかなという思いがするものですから、いかに一般家庭の協力を仰ぐか。そして、家庭で節電して、そこからは電気料金の減額というちゃんと御褒美があるわけですから、それとまた、いろいろなことを考えて、事業所にしてもらうというのではなくて、広がりという意味では、事業所には、事業所で取り込めなくてもその家庭で、家に帰れば家庭生活を営んでいるわけですから、そういう方々にも節電をしていただくと。そういうことでは今までとまた違う感覚で広がりを持たせてはいかがかなというふうに思っています。

答弁の中で７月２日から９月末というのがありましたけれども、これは道の言う７月２３日から９月１４日と異なるのは、何か美幌独自のものがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　エネルギーを含めて、今回の電力事情については、これは国民的な関心事項だと思いますし、我が町においては特に、やはりいろいろな意味で節電するというのは町民の皆さんもスタンダードな考え方だと思いますので、ただ、我々はこのことをさらに浸透させるために、先ほど経済部長から答弁させていただいたように、さらに深めるためのＰＲはしっかりとしていきたいと、そんなふうに思っております。

スタンダードと言ったのは、学校で例えば何％削減したから予算をちょっとそちらに向けるという方法ではなくて、もうちょっと根本的なところの、エネルギーのあり方だとか、そういうことをやるほうが、私はよりそういったことを、考え方、あるいは日常のあり方を深めるためには、そういった取り組みのほうが必要だと思っておりますので、お金で還元するというようなことではなくて、違う方法をまた模索していきたいと。

いずれにしろ、一般的な考えの中ではやはり、町民の皆さんも等しく節電、それからその他のことも、地球環境に優しい取り組みだとか、そういうことはある程度スタンダードになってきていると思います。そういった認識に立ってさらに深めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（平野浩司君）　期間でございますけれども、一応私どもでということは、町の施設で考えているのが７月２日から、２日というのは月曜日ですので、２日から９月いっぱいということでございます。

国、それから北電等から要請している期間というのはもうちょっと狭いのですけれども、今、町長が申したとおり、根本的な考え方として、確かに節電ではあるのですけれども、いろいろなことを取り組むことによって、やはり私どもの業務の見直しをするとか、仕事のスタイルを変えるとか、いろいろな意味の役割を持っていけるのかなというふうに思っています。

そういう意味では、今回、夏場の７月、８月、９月について、美幌町の施設についての取り組みとして、全職員で頑張っていきたいというふうな考えを持っております。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　町長がスタンダードなやり方と言いましたけれども、例えばの話で、常に節電は心がけて、住民も心がけているとは思いますけれども、今までは、何といってもやっぱり泊原子力発電所が稼働していた。そして、先ほども言いましたけれども、火力発電もふぐあいが今までよりは多いということを考えますと、そして、９月１４日ということが道では言われておりますけれども、実は北海道にとって電力の需要のピークは冬だよということもあります。

個人、個人で取り組むことなのかもしれませんけれども、やっぱりそこは町がリーダー

シップをとってやっていただきたいなというふうに思っていますし、住民にどれほど広がりを持たせるかということは、今後ともぜひ美幌の節電が目標以上になるように、熱心な取り組みを期待したいところです。

そのことについて、もし町長、何かあればお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　先ほど御答弁させていただいたように、引き続き住民の皆さんに、さらに深いエネルギーの節減といいますか、そういったものが深みを増すように、我々ができることをしっかりと取り組んでいきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　美幌はやっぱり農業生産物で収入を得ている町でありますし、その農業の加工場とかそういうことを考えますと、より熱心に節電に取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

それとあと、きのう、メガソーラーに対して町長が、公式ではないけれども問い合わせがあるというふうに答弁されておりましたけれども、私はやっぱり、いろいろなところがメガソーラーに取り組む上で、美幌町の地形とか、それから農業地帯であるとか、そういう、どちらかというと苫小牧とか稚内とか沿岸部なんかが多かったものですから、なかなか美幌の場合は、雑種地というのですか、そういうものの少ないところで、もし取り組むとしたらどういうことかと。

例えば、取り組む、取り組まないは別といたしまして、美幌の状況を考えて、例えば職員に勉強させたり、それから取り組むことに対するメリット、デメリットを図るとか、そういうことに対して職員にゴーサインを町長が出しているのかどうかということをお知らせください。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　ちょっと御質問の趣旨がわからないのですけれども、ゴーサインを出すというより、きのう答弁させていただきましたけれども、まだ具体的なお話ができる段階では全くありませんけれども、ただ引き合いがあって、美幌の状況はどうでしょうかというような話等についてあるということなので、今それでやりなさいとかという話ではなくて、やはりこれも相当精査しないと、来たから、はい、飛び乗っていきますという話では、何かあったときに、そうしたらあれだけの施設を、例えばメガですから、相当大きいと想像していただいていいと思いますけれども、そのまま置いていかれたりすると、せっかくの我々が引き継いできた景観のいい町にそういうものがただ残されているということでは済まないと思いますので、将来の見通しだとかそういうことをしっかりやって、その上で来ていただけるものは来ていただくというようなことをしないといけないと思いますので、検討することはたくさん出てくると思います。

そのような中で、これは確かだというときは、また議会の皆さんと相談しながら、町としてしっかり取り組むというような方針を、また御相談する機会があると思いますので、今ゴーサインを出すとか出さないということではなくて、引き合いがあったときに、例えばこの町にちょっと訪れて、見てみたいということであれば、それはもう、こういうところがありますという案内程度はできると思いますけれども、ゴーサインを出すというのはちょっと、まだまだ時期としては適当ではないと思っています。

○議長（古舘繁夫君）　経済部長。

○経済部長（平野浩司君）　今の実態だけをちょっとお知らせします。

当然、各町村にメガソーラーの問い合わせが来ております。

ちょっと頭の中に、メガソーラーという部分の認識なのですけれども、一応１メガワット、もうちょっとわかりやすく言うと１，０００キロワット、大体イメージ的には１，０００キロワットですから、家庭でいけば、普

通３０アンペアとか４０アンペア契約するというと、大体４キロとか５キロという意味です。ですから、１メガワットでいけば、大体４キロ家庭で使うとするならば、大体２５０世帯ぐらいのイメージが１メガソーラーというものでございます。

それ以上の大きい発電をするための問い合わせが道から、今のところ１３件来ております。その中には、地元というよりも北海道の企業もありますし、大手企業も当然ございます。それが実態でございます。

今、経済部の中で、私も専門が電気なもので、いろいろ研究している中のイメージとして、大体１メガワット、家庭でいくと大体２５０世帯ぐらいを送れる状況で、北海道は積雪地帯ですので大体２ヘクタールぐらいは必要という認識を持っています。ですから、イメージからいけば１００メーター掛ける２００メーターぐらいの大きさがあれば、大体１メガワットというメガソーラーの最低ラインはつくれるかなというふうに思って、事業費的に、投資として大体３億円から３億５，０００万円ぐらい、そういうような状況でございます。

つい最近、６月１８日に資源エネルギー庁のほうから、固定価格の売買の中で、大体１０キロワット以上のものでいけば、１キロワットアワー当たり、１時間当たりの単価が４２円というふうに示されました。仮に年間１００万キロワットアワーを出すとすると、大体４，２００万円ぐらい入ります。ですから、それを２０年間国は買ってくださいよというふうに、電力会社と契約するわけですから、８億４，０００万円が２０年間で入るというような試算ができます。

ですから、８億４，０００万円に対して事業費を大体３億５，０００万円からそれぐらいの投資をしたときに、２０年間で元が取れるのかとか、そういうものの分析をきちんとやっぱりしなければ、町としては判断できないのかなというふうには思っております。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　私が町長のゴーサインを出すというのは、やれとかというのではなくて、美幌町の特徴を考えて、そういうふうな検討をする、地の利とかそういういろいろなことがありますよね。そういうことで検討することを職員にお伝えしているのかなというふうなことでしたので、決してメガをやれというサインを出したとかということではなくて、検討する、勉強するサインということです。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、経済部長が答弁していますけれども、電気主任技師という立場で、電気の関係専門ということで……違ったかい。（経済部長「経済部でやっているということです」と呼ぶ）ああ、そうですか。それも含めて、電気のこと、お答えしたとおり、かなり詳しい職員がいますので、十分それは検討もしているということで御理解いただければと思います。

○議長（古舘繁夫君）　８番岡本美代子さん。

○８番（岡本美代子君）　国は、原発に依存しないエネルギーを宣言しています。（発言する者あり）いや、しています。それで……（発言する者あり）国が宣言していないとしても、世論的には、今、大飯原発が稼働する、それも常時の稼働は許さないとか、いろいろなことになっています。

北海道という特性を生かした再生可能エネルギーにこれからどんどんシフトしていきますし、やっぱり私はエネルギーというのは、これからやっぱり、ああいうことがあってから、やっぱり民主導でいくのかなというふうに、個人的には思っているところなのですけれども、先ほどのメガソーラーに対しましても、もし先ほどの研修とか研究とかといったことは、やっぱり取り組んでもふぐあいが起きたところがあるかもしれないとか、そういう面で、いろいろ研修とか研究をしなければならないというふうに思っていますので、そ

ういうことで、取り組む前からあらかじめ研修を積んでいったほうがいいのではないかというふうな意見でございますので、そういうふうにとらえていただきたいと思います。

もし町長、何かお話しすることがあれば、最後に答弁いただきまして、質問を終わらせたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　社会情勢だとかが変わって、いろいろなことがどんどん、時代とともに変わっていく、それに対するさまざまな準備をするというのが一つ我々の役割だと思っていますので、アンテナを高く立てて、今後とも時代に合うような施策がとれるような研究、勉強をしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、８番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を１３時２０分といたします。

午前１１時５９分　休憩

午後　１時２０分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）〔登壇〕　私は、２項目について事前に通告してございますので、１点ずつ説明をしながら質問させていただきます。

まずは少子化対策についてということで、国は、少子化対策として、１９９４年にはエンゼルプラン、２０００年から２００４年には新エンゼルプラン、２００５年には新々エンゼルプランが策定されて、安心して子供を産み育てることのできる環境を整えるとし、本格的な対策に着手してきましたが、出生率は下げとまらず、施策の範囲拡大も行ってきました。

若者の雇用安定化についても数値目標を上げましたが、出生率の低下は、未婚化、晩婚化が進み、もともと数の少ない２０代が子供を生まなくなってきているのが大きな要因として言われております。

そのような中でも、美幌町においては出生率が伸び、注目を浴びた時期もありましたが、現在では残念ながら伸び悩んでいる状況にあります。

子供が欲しい人のため、不妊症、不育症と言われ、治療を受けるにも高額な費用がかかることから、経済的な理由であきらめざるを得なかったり、国の施策だけでは痛いところに手が届かない状況から、美幌町ならではの環境整備が必要と考えた上、質問させていただきます。

まず最初に、不妊症等の治療費助成について。

不妊症のうち人工授精や体外受精、顕微授精などの妊娠しやすくする治療には、出産と同様に健康保険が使えません。健康保険は、あくまでも病気の治療費を補助するもので、妊娠しないことは病気ではないとされているためです。しかし、特に体外受精と顕微授精には高額な治療費がかかります。このため、経済的な理由で治療をあきらめざるを得なくなった夫婦もいました。

そこで政府は、少子化対策の一環として、自費診療分を補助する特定不妊治療費助成制度を開始いたしました。ただし、助成の対象となる治療は、自治体が指定した医療機関だけで受けた治療に限られています。

美幌町には指定医療機関も保健所もありませんが、周知はどのようにされているのか、相談窓口はどこに置かれているのかをお示しいただきたい。

２点目、トキソプラズマの感染対策についてです。

トキソプラズマとは、トキソプラズマ原虫と言い、多くの動物や鳥が持っている寄生虫の一種で、動物の中でも特に猫の体内や排せつ物、加熱不十分な肉、この中にはレアステーキ、レバ刺し、馬刺しなどを介して経口

感染します。

健康な人がトキソプラズマに感染しても、ほとんど無症状のままか、症状が出たとしても数週間の軽い風邪のようなもので終わってしまいます。しかし、妊娠中に感染してしまうと、約３０％が胎盤を介して赤ちゃんに感染し、数％から数十％に典型的な新生児の先天性トキソプラズマ症状として、顕性感染、水頭症、小頭症、脳内石灰化、網脈絡膜炎、失明、てんかん、精神運動発達遅延、血小板減少に伴う点状出血、貧血などを発症いたします。出生時に症状がなかった場合でも、成人になるまでに網脈絡膜炎やＩＱ低下、適応不全、神経症状、てんかん様発作、けいれんなどが見られます。

トキソプラズマ体内感染の実態についてはまだ解明されていませんが、都市圏では年間約６００人が発症していると推定され、都市圏のみならずふえてきている状況にあります。

まず一つ目には、町内で発症が確認された場合の対応策はあるのか。

二つ目には、妊娠への周知、啓蒙、指導の必要性があると思われますが、考えがあればお示しいただきたいと思います。

次に、揺さぶられ症候群についてです。

小さな子供をなだめて、泣きやまないため、子供を無理に泣きやませようとして強く揺さぶり、脳などに障害を及ぼす乳幼児揺さぶられ症候群による事故が相次いでいます。

揺さぶられ症候群は、親などに激しく揺さぶられることで子供の脳が傷つき、重い障害が残ったり死亡したりするもので、虐待の一つともされています。

昨年発表された調査結果によりますと、虐待が原因で障害児となり、施設に入った子供のうちの６割以上に出ておりますし、揺さぶられ症候群の疑いがあると見られています。

子供を泣きやませようとして、意図せず重大な被害を招いてしまうケースが少なくありません。そうした衝動的な揺さぶられを防ぐための教育や指導などが各地で行われています。美幌町での取り組みについてお示しいただきたいと思います。

大きく二つ目の教育行政についてですが、教職者の人事交流の推進についてということで質問させていただきます。

最近は、さまざまな職種で、官民問わず技術職を含めた人事交流が全国的、世界的な視野に立って行われてきております。美幌町においても知事部局と人事交流が行われており、資質向上、人材の育成に十分な成果が上げられていると思われます。

道教委では、政令指定都市を中心に、知事部局と教育委員会との人事交流が行われているようであります。北海道や札幌の公教育を活性化させるために、外の空気を知り、外からの視線にさらす必要があり、格差についても取り上げた取り組みを行っているようです。

美幌町の公立学校でも、特色を出しながら取り組みされていると思われますが、外部からの刺激も必要となってきていると考えるところでございます。教職者の人事交流についての考え方があればお示しいただきたいと思います。

以上２項目について、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　坂田議員の質問にお答えを申し上げます。

教育行政については、後ほど教育委員会から答弁があると思います。

初めに、少子化対策について、不妊等の治療費助成についてでありますが、不妊症とは、日本では、特に避妊をせず普通の夫婦生活を２年継続しても妊娠しない場合を不妊症と定義しており、１０組に１組の割合で発生する疾患と言われております。

不妊症の治療につきましては、タイミング治療、ホルモン治療、人工授精などの一般不妊治療と体外受精、顕微授精の特定不妊治療があり、一般不妊治療で妊娠に至らなかった場合に、体外受精や顕微授精といった特定不

妊治療が行われることになります。

美幌町では、安心して出産、子育てができる少子化対策として、平成１５年７月に、国の取り組みに先駆けて、北海道では初めての不妊症対策支援事業を開始しました。これは、経済的負担の軽減により、少子化対策の一助として効果を上げており、その後、国と道は平成１６年１０月から特定不妊治療費助成事業を開始し、当町の不妊症対策支援事業と同等の内容であったことから、事業を移行し、継続した対応が行われているところです。

この事業の対象は、特定不妊治療でなければ妊娠の見込みがないと医師に診断された方で、知事が指定した道内２６医療機関で治療した方が該当となり、オホーツク地域では、産科婦人科北見レディースクリニックが指定医療機関となっております。

助成の内容は、１回の治療につき１５万円まで、１年度目は年３回、２年度目以降は年２回、通算５年間助成するものであります。

御質問のありました特定不妊治療費助成事業の周知につきましては、町のホームページに掲載して周知しているところでありますが、不妊治療を望まれた方の多くは医療機関を受診し、当事業の説明を受けて活用されていると聞いております。

また、北見保健所では、女性の健康サポートセンターとして、不妊症や更年期など女性特有の健康相談窓口を開設し、電話や来所による相談対応を行っております。

町では、健康推進担当において、妊娠、出産、育児の相談や健康相談を実施しておりますが、今後とも北見保健所との連携を図りながら相談体制の整備を図り、住民の方へわかりやすい周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策について。

トキソプラズマの感染対策についてでありますが、トキソプラズマ症は、トキソプラズマという原虫の感染症であり、健康な成人が感染した場合には症状が出ずに、数週間軽い風邪のような症状が出る程度と言われておりますが、妊娠期間中に初めてトキソプラズマに感染した場合には、胎盤を介して胎児に感染することによって、未熟児や子宮内発育不全、水頭症、頭蓋内石灰化等といった先天性トキソプラズマ症が発症する可能性があると言われております。

感染の原因としては、生肉、生ハム、レアのステーキなど十分に加熱されていない肉を摂取することや猫のふんがまじった土をいじることと言われています。

また、予防対策としましては、食用肉はよく火を通して調理する、畑仕事などや動物のふん尿の処理時には手袋を着用する、妊娠初期から予防や抗体検査に努めるなどが推奨されています。

妊娠期に初感染しているかどうかを確認するための抗体検査につきましては、平成２０年度に国が妊婦健康診査臨時特例交付金を措置して、１４回分を上限とする妊娠一般健康診査が公費負担となり、北海道内市町村と北海道医師会との協定により妊娠健康診査の項目が検討され、妊娠１２週にトキソプラズマ抗体検査が導入されたところであります。

そのため、当町を初めとする道内全市町村の妊婦さんは、検査によって妊娠期の初感染が確認された場合は、産婦人科医、医療機関での適切な対応のもと、胎児への感染を防ぐ内服治療が行われているところであります。

御質問の、町内で発症が確認された場合の対応策はあるかについてでありますが、発症を予防することを目的とし、妊婦健康診査項目の導入によって、妊婦から胎児への感染予防対策を実施しているところであります。

次に、妊婦への周知、啓蒙、指導についてでありますが、妊婦の初感染を防ぐことは重要なことから、妊娠届時にトキソプラズマ感染の予防についての内容が記載された母子健康手帳、副読本の配付のほか、今後につきましては、妊娠期の健康づくりについて学習するプレママクラスでトキソプラズマによる感染症予防に関する保健指導も実施し、妊娠期

における感染予防を推進していきたいと考えております。

次に、少子化対策について。

揺さぶられ症候群についてであります。

乳幼児揺さぶられ症候群とは、乳児がぐずる、泣きやみそうにもない場合に、親やその他の養育者が泣きやませたいという思いが高じて激しく揺さぶられたときに起こる重度の頭部損傷です。

特に乳児は頭が重く、首の筋肉が弱いため、揺さぶられたときに頭を自分の力で支えることができないことから、頭蓋骨の内側に脳が何度も打ちつけられて、重大な損傷を受けて障害を負うことや、場合によっては命を落とすこともあります。

乳幼児揺さぶられ症候群は、児童虐待のうち頭部外傷による身体的虐待とも言われ、厚生労働省が公表している子供虐待による死亡事例等の検証結果などにおいても、平成２１年４月から平成２２年３月までの間の虐待死亡数４９人のうち頭部外傷による死亡が３０．６％を占めており、死亡には至らずも、揺さぶられにより子供が障害を背負った事件は、児童虐待の増加に比例して、年々増加している傾向にあります。

このような状況の中、厚生労働省では平成１４年度より、各自治体から配付されている母子健康手帳に乳幼児揺さぶられ症候群の記載について通知したり、児童相談所を通じて各自治体の保育園や幼稚園などの各関係機関へ周知しているところです。

美幌町における取り組みとしましては、妊娠届時に乳幼児揺さぶられ症候群が記載された母子健康手帳及び母子健康手帳副読本の配付、妊娠期の食生活や健康づくり学習をするプレママクラスにおいて、日本小児科学会で作成された揺さぶりの危険性や乳児の泣き声の対処法が具体的に記載されたパンフレットの配付などにより、妊婦本人に対して周知を図ってきております。

また、新生児訪問や乳幼児健康診査等を通じて、養育者の困り事への相談・支援を行う中で、乳幼児揺さぶられ症候群の予防につながるよう、赤ちゃんが泣く場合の育児や養育者が落ち着くための対応などについて、個別に具体的な相談対応を今後とも継続して実施したいと考えております。

さらに、乳幼児揺さぶられ症候群の危険性については、祖父母やおじ、おばなど赤ちゃんの世話をするすべての方が理解する必要があることから、児童虐待予防対策とあわせて、広報誌やホームページ等を活用して周知を図ってまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（川崎俊郎君）〔登壇〕　それでは、教育行政について、教職者の人事交流の推進について御答弁を申し上げたいと存じます。

オホーツク教育局管内教職員の人事につきましては、北海道教育委員会の権限に基づき、市町村教育委員会の意見を加味して、北海道教育庁オホーツク教育局が定めるオホーツク教育局管内公立小中学校教職員人事異動実施要領に従いまして実施をされております。

人事異動上の基準といたしまして、一つ目は、網走、北見、遠軽、紋別の四つのブロックを経験するよう、ブロック間の移動を推進する。

二つ目は、小規模校、中規模校、大規模校の各学校を経験する。また、小規模校は４年、中規模校は５年、大規模校は６年、新採用者は４年をめどに、規模に応じた学校を経験することになっており、これらのほか、合計８項目の基準により異動することとなっております。

美幌町の実態を申し上げますと、教職員１２１名中、ただいま申し上げた実施要領の基準年数より長く勤務している教職員は４１名、３４％となっており、現実には異動が停滞している実態にあります。

管内では、北見市や網走市の都市部を中心

に、ミドルリーダーである中堅職員やベテラン職員が集中し、郡部には新採用者や期限つき職員が多数配置されるなど、長期にわたって年齢構成、男女比率などの不均衡が生じていることが人事上の大きな課題となっております。

また、管内の地域によっては、保護者、地域の方々から、教職員の適正な配置と円滑な交流が不可欠であるとの強い声が上がっている状況にもあります。

教職員は、子供たちがいる限り、学校がある限り、それぞれの地域の子供たちのため、全体の奉仕者として、教職員としての使命感を持って職務に当たることは当然のことであり、一部の身勝手な教職員の行動が人事を阻害している実態は、極めて憂慮すべき問題となっております。

議員御指摘の教職者の人事交流でございますが、現在、美幌町では１名の教員が、文部科学省が所管する在外教育施設、バンコク日本人学校でありますけれども、派遣をされております。

また、北海道教育委員会では、他県との人事交流を通じ、学力向上や生徒指導等の課題解決のための教育実践を体験するため、平成１８年度から青森県、秋田県、岩手県との人事交流制度があり、また、北海道内の広域人事では、教職員の全道的な適正配置を推進するため、平均年齢の高い管内から低い管内への異動の促進が図られております。

さらに、今日の急速な社会変化の中で、学校がさまざまな諸課題に対応していくため、教職員が学校の外にも視野を広げるための研修制度として、民間企業や社会福祉施設、社会教育施設等での体験を積むための研修を１カ月から１年以内の期間で行う教員長期社会体験研修の要綱が定められており、教員の希望により研修を行うことができます。

美幌町の教員の実績としましては、近年２名の教員が私立幼稚園と市町村立博物館において、いずれも１年間研修を行っております。

また、地方公務員法第２６条の５の規定に基づき、大学等課程の履修、国際貢献活動のため、無給ではございますが、自己啓発休業を申請することができることになっており、本年４月から２年間、大学にて就学している者が１名おります。

このような制度を活用して人事交流が行われることで、教職員の資質が向上することはもちろん、子供たちへの深い愛情、高い人格と豊かな識見、生きる力をはぐくむ確かな指導力、みずから学び続ける心豊かな教職員を育成することは極めて重要なことと認識いたしており、積極的な制度の活用を期待しているところであります。

以上、御答弁申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　まず最初に、不妊症等の治療費助成についてから再度質問させていただきます。

今、不妊症と言われている人たちがふえてきている状況はおわかりのことと思いますが、その原因としては、女性が５割、男性が３割、不明が２割とも言われておりまして、わかっていない部分が多いようなのですが、女性の場合には体づくりが一番大事なことなのかなというふうに言われております。

例えばやせ過ぎ、太り過ぎ、ダイエットすることで、子供を育てる子宮が、また卵巣が成長していなかったり、男性側の不妊の原因としては、環境ホルモンの影響によって精子が育ちにくくなっているという状況も言われているのも確かでございます。

そのような状況のもとで、特定不妊治療費助成というのは、町としてはホームページとか広報で周知しているようですけれども、それだけでは不十分なのではないかなというふうに思うところです。若い人は特にホームページ、インターネットで利用されていることが多いので、確かに情報としては得られやすいのかもしれませんが、やはり、そういう

ことも気軽に相談できるところが一番、少子化対策のための相談体制というのがこれからますます必要になってくることではないかなというふうに思いますので、そういう体制の整備を早急に進める必要があるのではないかなというふうに思うのですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　ただいまの件の中で、相談体制の充実ということで、確かに、いろいろな機会を通じながら、ホームページ、それから広報、医療機関等について、周知はやっているところでございますけれども、今現在、北見保健所と連絡をとりながら、健康相談の窓口が北見に開設されてございます。

その中で、美幌町として現在具体的にどう進めているかということなのですけれども、地区別の担当者を保健師がきちんと窓口で対応する中で対応していること、そういったことも、地区にそれぞれ、しゃきっとプラザに来なくても、地区に出向いていくこともしながら相談体制の充実を図っているところであります。

ただ、いろいろな機会を使いながら、いろいろな健診、それから相談、妊婦健診、それから出産・育児の相談まで、それらについても今後さらに進めていきたいというふうに考えてございます。

気軽に本当に何でも相談できる体制をどうつくるかについてはやっぱり、待っているのではなくて地域に出ていこうという体制も含めながら、今現在、地区の担当を配置しながら進めている状況でありますので御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　地域ごとに分けて出前講座も必要なことかなというふうに思っているところなのですけれども、不妊症とあわせて、聞き慣れない言葉なのかもしれませんけれども、不妊ということの意味のもう一つには不育症というのも考えられるのかなというふうに、今いろいろなところの情報として流されている状況にもあります。

不妊症にしても不育症にしても、治療とか検査等の助成については、全国の自治体でも少子化対策の一つとして独自な取り組みが、少しずつ、わずかながらでも取り組まれている状況にあるのかなというふうに思います。特に美幌は、産科とか、それから保健所がないというだけに、しっかりとした指導体制ですとか相談窓口というのは必要なのかなというふうに思うところです。

特に、不育症というのはまだ、全国的にも言葉としては理解できていない部分もあるのかもしれませんが、やはり、町として先駆けて、そういうことにも対応できる状況をつくっていくのが独自の政策かなというふうに考えているところなのですが、そのことについても、今後もし対策として考えていかれる部分があるとすればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　不妊の治療、そして、せっかく身ごもって育っていかないという不育症ですか、結婚して夫婦になって子供を授かりたいという思いは、至極当然だと思いますし、切なる願いであると思います。反面、そういったことがかなわない無念さも、またはかり知れないものがあるのではないかなと思っております。

そのような中で、美幌町としては、不妊症の方の支援をするということで、先ほど１回目の答弁で説明させていただきましたけれども、平成１７年に不妊症対策支援事業、通称こんにちは赤ちゃん事業というのを、実はこれも全道、全国的にも極めて珍しい取り組みをしたということで、先駆けになって取り組んできた経過があります。

そのような中で、国が少子化対策の中で取り組むということで、我々は一定の役割を終えたということで撤退してきたわけでありますけれども、いずれにしろ、周知方法のこと

もちょっとお話がありましたけれども、極めてデリケートな部分を含んでいるので、大勢の中でさあ、どうですかというのはなかなか難しいと思いますので、個別事案でどうするかということについては、やはり、その辺のデリケートさをしっかり受けとめながら相談に乗っていくというようなことが必要だと思います。

それで、一般不妊治療と言われるタイミング治療、ホルモン治療、これについては保険の対象内ということでありますので、そこで保険を使って治療していただくと。そして、一般不妊治療で妊娠に至らなかった場合については、特定不妊治療ということで、そちらのほうに移っていくということで、それについては国のほうで見ましょうということでありますので、我々としては当面、いろいろな、デリケートな問題を含んでいるけれども、そういったことに配慮しながらの相談窓口をしっかりとやっていきたいと。助成までについては今のところ、この場でやるというようなことの答弁は差し控えたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　やっぱり少子化対策ということですので、今後、不妊治療についても不育症の治療についても、取り組んでいただきたい課題ではあるなというふうに思いますので、今後の考え方として、ぜひ前向きな考え方に立っていただきたいという点が一つ。

それから、例えば不妊症になりやすいという意味では、女性の人の体づくり、男性の人の体づくりといった意味では、可能かどうかはわかりませんけれども、例えば高校に出向いて学生さんに出前講座、変な意味での講座ではなくて、例えば健康な体であるからして健康な子供が授かるという意味での講座も考えていく必要があるのかなというふうな思いで今回質問をさせていただいたということなので、ぜひ美幌町で安心して子供が産める、そういう状況をつくっていただきたいなという点で、再度、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　少子化対策ということで、美幌町は今、多分１．７９ぐらいの合計特殊出生率だと思います。全国、全道よりは多いと思いますけれども、ただ、それにしてもまだ全体的には低いと。多分これを回復するには２世代ぐらいかかってでないと難しいというような状況はあると思います。

きのうの一般質問でもありましたけれども、少子化対策はやはり総合的に、全体的に推し進めていかなければいけないと思っておりますので、これ一つだけに全力投球してもなかなか難しいというような面もあると思います。もちろん施設的なサービスも、どう充実するかももちろんありますし、全体の中でしっかりと取り組めるところ、取り組まなければいけないところ、その辺の重点化だとか、そういうことを図りながら少子化対策に取り組んでいきたいと、そんなふうに思っています。

あと、高校生のことについては担当の主幹から、もしくは、新しい提言ですので、可能性があるのかどうか、主幹のほうから答弁させていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君）　ただいまの御質問につきましては、高校生は性感染症予防ですとか、現在行われています子宮頸がんのワクチン等もございますので、全般的に、思春期の性の問題も含めまして、体の健康づくりということも含めまして、学校とタイアップした健康教育が可能かどうかということを、高校などとも打ち合わせをして検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　不妊治療等につい

ての助成については理解をいたしました。

次に、トキソプラズマの感染ですが、答弁いただいたように、こういう感染もあります。特に日本人は生ものを食べるという習慣がなかったというのもあって、最近は若い人たちを中心に、どうしても生肉、それからレアステーキ、それから刺身などを食べる機会が多くなったという意味では、こういう感染が出てきたのかなというふうに思っています。

最初のときにも説明しましたけれども、まだ全国的にはそれほどの数にはなっておりませんけれども、今後もこういう感染というのは出てくるのかなというふうに思いますので、そのようなことも考えながら対応していただきたいなというふうに思います。

特に、もう一つには、動物を飼う家庭が相当多くなってきているというのもあって、動物からの感染とか、それからガーデニングなんかも最近ふえてきていますので、その中で、ガーデニングをやっている中で猫のふんとか動物のふんはかなり混じっているなということも考えられますので、そのようなこともあわせて、例えばママさんになる教室でそういうことの、事前の指導ですとか対応の仕方ですとかというのは十分考えていただきたいということで、お知らせをしたいなということで今回出させていただきましたので、詳しい答弁ではなくて、今後取り組んでいただきたいことの一つに加えていただきたいなということで質問させていただいたということでございます。だから、答弁はなくても結構でございます。

次の揺さぶられ症候群なのですけれども、揺さぶりによって障害を負う子供たちというのは最近ふえてきている状況にあると言われております。

どういうふうになると障害が起きるのかということで、最近研究されているところも多くはなってきているのですけれども、新生児の体を強く揺すった場合、あやしたり喜ばせようとして豪快に振り回したり、あるいは車移動の際の新生児用ではないチャイルドシートに長時間座らせるといった行動によっても発生する危険性があるということが今言われてきております。

具体的な運動としては、例えば頭を２秒間に五、六回揺すぶる。それから、体を１０秒に５ないし６回の割合で激しく揺する。また、体を２０秒間左右に揺する。高い高いと言って空中に投げ上げてキャッチをする、それを繰り返す。また、両手で抱えて急激に持ち上げて揺すったりする。そういうことを繰り返すことによって起きる、衝撃によっての脳の衝撃が多くなってきていると言われております。

また、今はゆりかごを時々見かけるのですけれども、手に持つかごだとか、そういうものによって大きく何回も揺すったことによって起きる障害というのも出てきているので、そういうところを注意していただきたいなということで今回出させていただきました。

この症候群については、まだまだ社会的認知度が高くなっていないということもあって、発症する可能性というのは随分高くなっていると言われておりますので、これについても、例えば美幌でママさん教室とか、これからお母さんになるためのそういう教室のときに必ずこういうことを説明していただけると、少しでも防いでいけることができるのではないかなという思いで質問させていただいたということなのですけれども、そのことに関して、もしお答えするものがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　私もこの質問をいただいて初めてこういう症候群があるというのを認識しましたけれども、私より大先輩たちは多分みんなやっていたことではないかなと思って、改めてちょっとびっくりしたのですけれども、ただ、いずれにしろ我々が考えないといけないのは、肺炎球菌のときもそうだったのですけれども、決断したときには、やはり子供さんが生涯にわたって重いハン

ディキャップをしょうことだけは避けていきたいという思いでありました。

それで、１回目の答弁をさせていただきましたけれども、いろいろな機会をとらえて、あるいは母子手帳を出すときとか、副読本だとか、そのようなところで書き込みをしたり説明をしたりしているということでありますけれども、いずれにしろこういうことが新たなこととして出てきたわけでありますから、これについてはしっかりとしたＰＲとか、注意の喚起といいますか、そういうことはやっていかなければいけないと思っております。

ただ、おじさん、おばさん、祖父、祖母までどうやるかというのは今後の課題だと思いますけれども、いずれにしろ子供が生涯にわたってハンディキャップをしょうことのないようなＰＲだけはしっかりとしていかなければいけないと改めて思っているところであります。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　北海道の例ではないのですけれども、茨城県では去年から、子供が生まれた夫婦を対象に、人形などを使って揺さぶりの危険性を伝えているという教室があります。講習会などでは、子供は理由もなく泣く場合があるということ、それから、ストレスを感じたら少しでも子供から離れて、自分の気持ちを落ち着かせるということも大事だということも伝えているようです。

ただ、衝動的な揺さぶりを予防するための取り組みは、まだ一部の自治体にしかとどまっていない状況でありますので、今後、やはり危険性を知ってもらうという啓発活動というか、そういうことを広げていくということが求められているのではないかなというふうに思いますので、今、町としてもさまざまな取り組みがされているのは十分理解しておりますので、そのような中にも、一つこの揺さぶられ症候群というのもつけ加えて、今後の啓蒙活動としていただきたいなというふうに思いますので、このことについても、もし答弁できるものがあったらお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君）　今御質問がございましたように、「赤ちゃんを揺さぶらないで」というパンフレットがことしの４月から、日本小児科学会で監修されておりますものをプレママクラスにおいて妊婦さんに配付しておりまして、今、議員がおっしゃいましたように、赤ちゃんが泣いたときの具体的な対応ですとか、あと、お母さんの精神的な動揺を防ぐための具体的なアドバイスを書いたものを配付しております。

また、新生児期、特に赤ちゃんがなぜ泣いているのかがわからなく混乱している時期に、保健師が全数家庭訪問していまして、具体的に赤ちゃんが今泣いているのはなぜかということをお母さんと一緒に考えたり、あとはこういった具体的な助言もしながら個別、個別に応じた支援を現在はしているところです。

また、広く普及啓発をするということが非常に大事だということを今回認識いたしましたので、こういったものをまた広く、町内、ホームページや広報を通じて普及啓発していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　今御答弁いただいたように、美幌の町でも、ことしの４月から新しいマニュアル的なものが出たということなので、それに基づいて取り組んでいただけるということなので、今後に期待をしたいなと思います。

次に、教育行政のほうなのですけれども、再度質問させていただきます。

教育長のほうから答弁いただきましたので、管内、道内、それから道外、さまざまな交流事業の中にも規制があって、なかなか難しいというのもよく理解いたしました。

ただ、私が思っていることの中には、今、

民間企業や社会福祉等の施設で教員長期社会体験研修など研修を行う制度もあるようですけれども、どの程度活用されているのかということがまず一つお聞きしたい点と、美幌の子供たちが全国、また世界に羽ばたける高い人格と豊かな見識、生きる力をはぐくんでほしいと願っている一人ですけれども、みずから学び続ける心豊かな教職員となってほしいと願っている者の一人でもあります。

そのような中で、学校全体として研修制度がありながら利用しづらいという状況はないのかなというふうに思うのですが、このようなことを言っては大変失礼なことかと思いますけれども、学校長が率先して進めるという、そのような考え方になっているのかどうか、その点も、もしお聞かせいただける点がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（川崎俊郎君）　まず、研修制度といいますか、先ほどもありましたけれども、教職員の場合は相互交流というのができません。御承知のとおり、教職員は免許を所持していなければ授業に携われないということでありますので、校長、教頭については授業に携わりませんので、あるいは、携わらなければ民間の方に来ていただけるとかいうことができるのですけれども、相互交流というのはなかなか、難しいというか、免許を持っている方でなければできないということがまず一つございます。

それで、教職員がいろいろな視野を広げる、さまざまな経験を積むということから、一つには教員の長期社会体験研修、これは先ほど申し上げましたけれども、四、五年前ぐらいだと思いますけれども、美幌町の私立幼稚園のほうに１年間、美幌の学校の教員が研修に行っております。

そういう、これも、あなた行きなさいではないのです。みずからそういう思いの中で、手を挙げていただかなければなかなかそういうことができないということがまず一つあります。もちろん、教職員の資質を高めるために校長先生が、こういうこともあるからどうだいというような、そういうものはあるにせよ、最終的に決定をするのは本人が行くか行かないかの問題であります。

今、美幌町においても研修制度がございます。町も貴重な予算をつけていただいて、教職員の研修、旅費等も計上しておりますし、もちろん道教委もそういう研修制度を設けています。これも、やはり多くの先生方にそれに参画をしていただくということが大変重要ではありますけれども、現実問題、これははっきり申し上げますけれども、先生方のお気持ちの中には、これはすべてとは申しませんが、教職員の中にはお仕着せの研修は受けたくないという思いも持っておられる教職員もいるやに聞いています。現実におります。

そのことが、学校長が、例えば授業ですとか学校経営の中で教職員を研修に出すことが非常に難しいとか、これは、そのような事実はございません。研修なりそういうものに積極的に参画をしてくれという立場で教職員の皆さんに、そういう指導といいましょうか、いたしております。もちろん、その研修の中には、これも美幌町も負担をしておりますけれども、網走に研修施設がございます。これらのものにも参画をしている先生方がおります。

今お話がありましたように、学校長がそれに、どちらかというと積極的ではないというような事実はございません。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　今、研修制度については、少し理解したような気もいたします。

この研修というのは、あくまでも個人のやる気の問題だということは十分わかっているのですが、私たちとすれば、子供たちが本当に健やかに成長して、どのような地域に行っても順応して、そこで活躍できるという状況をつくっていただきたいなという思いで今回も質問させていただいたのです。

これは、道教委の段階で行われている事例の一つなのですけれども、道教委としては、国の全国学力・学習状況調査でトップの成績を続けている秋田県の教育委員会との人事交流で、札幌の格差を取り上げた取り組みの中で、人事交流を体験した教員の声を聞いたというところでちょっとメモをしたものがあったので、それを紹介させていただきたいのですが、北海道は自主性を尊重する。これは、勉強の大切さに気づいた子は進んでやるけれども、気づかない子はやらない。差が生まれても、生徒の自己責任に任せる面が強いということで出ているようです。秋田はどうかとなると、秋田は指導を重視した取り組みということで、つまずかないように丁寧に指導する反面、自分から勉強しようという子は少ない。義務教育を終えた後の成績は悪いと言われているというのが、これが秋田の感想という意味でした。

そういう違いを指摘されたようですけれども、札幌市ではその結果どうか、ちょっと私のほうではわかりませんけれども、退職教員を活用事業として、小中学校２１校には１人ずつ派遣をして補習授業を行っているところもあるように伺っております。

そのようなことがあって、やっぱり、いずれにしても学力というところが一番ポイントになってくるのかなというふうに思ったものですから、美幌の取り組みとして、人事交流も含めてどのようなことができるのかなというふうな思いがありまして今回質問させていただいたということなので、もし教育長の考え方がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（川崎俊郎君）　御答弁する前に、一つお話を申し上げたいというふうに思いますけれども、人事交流ということになりますと、実は北海道の教職員、これは北海道だけではございませんけれども、人事権そのものは道教委が持っています。市町村教委は、その人事に当たって、さまざまな、内申と言っているのですけれども、意見を付して、このような形でみたいな、あるいはこういう状況にありますというようなことを局のほうにお伝えをするということであります。もちろん、学校長にも人事権はございません。

その中で、北海道が全体として人事交流を図ることによって教職員の資質を高めて、北海道の子供たちの学力も含めて、いわゆる生きる力をしっかり身につけさせるためのさまざまな活動、行動をとるための教職員、いわゆる人事交流を進めるということは、最初の御答弁をさせていただいた中にもございます。

今、学力・学習状況調査のお話がございました。これは、平成２４年度で６回目になろうかと思います。昨年は３月１１日、東日本大震災の影響で、国としては中断をいたしましたけれども、そのかわりに北海道がやるということで、国、そして北海道で６回目が終わりました。

その状況を見てみますと、美幌町の子供たち、順位はともかく、北海道の平均を見ても首をかしげざるを得ないような状況もございましたが、今少しずつ、学力向上といいましょうか、いい方向への兆しが見えてきているということであります。

それは何かといいますと、やはり、北海道、ましてやオホーツク局管内、美幌町の実態を見たときに、美幌町の各学校の子供たちの置かれた状況を見たときに、それぞれ、各学校が今、後ほどちょっとお話ししますけれども、学力向上に向けたさまざまな取り組みを現実に行っています。例えば放課後、退職教員、今お話がありましたけれども、その方が放課後の……（「短めにね。時間がなくなっているよ」と呼ぶ者あり）ちょっとごめんなさい、正式名称を忘れました。そういうものをやっているとか、朝の漢字の書き取りだとか読書だとか、さまざまな取り組みの中でそういう方向に向かっています。

今、北海道は、平成２６年までに全国平均を上回るという目標を立てています。それの

ためのさまざまなものを今求められています。

そういう中で、人事交流とか、あるいは教職員の、異動することによって、さまざまな力を持った先生方がそれぞれの学校にそれぞれの、年齢的なことも含めキャリアも含め、いることによって総体的な力が上がるというふうに私は思っています。そういうことでは、こういうことの取り組みは絶対必要だ、このように感じています。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　よくわかりました。道教委を中心として、各地方のほうの人事権というのはなかなかないというのと、なかなか思ったような交流というのはできないというのも少し理解したような気がします。

ただ、私の思いとすれば、人事交流することによって先生方の知識力、それから総合的ないろいろな取り組みをする、取り組む気持ちですか、そういうものを高めていただきたいという思いで今回質問させていただいたということと、美幌の、今、可能性としては、学力にもいい方向に向かっている状況と、各学校での取り組みもそれぞれいい方向に向かっているということをお聞きしましたので、今後もそういうものが停滞しないように、できれば継続して、本当に美幌から地方に向かっていく子供たち、どこでも頑張れるような、そういう底力のある、北海道ならではの、何に対しても立ち向かっていける、そういう子供たちに成長させていただきたいという思いで今回質問させていただいたということなので、今後もさまざまな取り組みで頑張っていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（川崎俊郎君）　人事交流、さまざまな、制約ではないのですけれども、なかなか思うような形での人事交流はできておりませんが、一つには教職員の人事異動の問題であります。

人事異動、長年勤務したと私どもは申し上げているのですが、一所に１０年、１５年いらっしゃる方が現実にいます。この方たちは、そういう異動を求めても、私は動きたくありませんと言って動かないで済む実態が今はあるということなのです。

これは、道教委、直接は教育局でありますけれども、こういう実態は組織としての体裁を成していないと私は申し上げています。これらが解消しませんとなかなか、思うような形で前に進まないという思いはございますけれども、ただいま議員からお話があったとおり、人事異動も人事交流も、あるいは研修制度も含めて、それらがしっかりできることによって、美幌町の子供たちの学力も含めて生きる力がしっかりとついてくるものだというふうに思っています。

○９番（坂田美栄子君）　以上で終わります。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、９番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、１４時３０分からといたします。

午後　２時２０分　休憩

午後　２時３０分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）〔登壇〕　私は、通告しております３点につきまして、以下御質問いたしたいと思います。

最初は、障害福祉計画アンケートについてであります。

ことし３月に策定されました第３期美幌町障害福祉計画では、計画を樹立するに当たってアンケートを実施しております。対象者１，４５８名に対して回収率４９．４％、約５割に当たる７２０人から回答が寄せられております。

このアンケートは大変貴重なデータではな

いかというふうに思うわけでありますが、一般的な集計に終わらせずに対象者ごとに分析をし、今後の施策への反映をしっかりとしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、この積極的な活用について、まずお聞きをいたしたいと思います。

この二つ目は、アンケートで示された障害を持った方々からの切実な要望が出されているわけでありますが、それへの早急な対応が求められているのではないかというふうに思っております。

それで、第１には、要望の非常に大事な点は、せっかく町が用意をしております既存の各種制度が、仕組みがわからないと。あるいは、今の状況で利用できるサービスがわからないという、これは大変残念な話でありますが、この声にこたえて、制度やサービス、周知徹底を大至急検討する必要があるのではないかというふうに思いますが、この点でお聞きいたします。

もう一つは、福祉ハイヤー券が昨年から月４枚ということで使用制限されたことに対して、今回示されているアンケートの結果を分析いたしますと、使用制限は撤廃すべきではないかというふうに思うのですが、このことについてお聞かせいただきたいと存じます。

大きな２点目は、国保税の美幌町独自の減免制度についてであります。

中身は、低所得者への国保税、美幌町独自減免制度を創設する必要があるのではないかということであります。

従来から申し上げておりますが、国保税が全体として高くて支払いが困難だという声が年々高まっているというのが私の実感です。特に低所得者層の負担感が大きいというふうに感じております。

現在７割が最大減免となっております現行の国保税減免規定、これは法定減免でありますが、支払い限度をはるかに超えていると、こういうふうに客観的に見て感じているわけであります。当面、法定減免対象世帯に対する美幌町独自の減免規定の創設を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

大きな３点目は、移住対策についてであります。

美幌町の人口の減少が進んでおりまして、皆さん憂慮されているわけでありますが、したがって、美幌町への外部からの移住への注目が高まっているというのが実態であります。

そこで、美幌町への移住の実績について、どのようになっているか伺います。

二つ目は、「ちょっと暮らし」という制度がありますが、美幌町での実績について伺います。

３点目は、今後の本格的移住促進策についてお伺いいたします。

以上３点、お聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　大江議員の質問にお答えいたします。

初めに、障害福祉計画アンケートについて、アンケートの積極的活用についてでありますけれども、平成２４年３月に策定した、平成２４年度から平成２６年度までを計画期間とする第３期障害福祉計画の策定に当たり、平成２３年１０月に身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、障害者自立支援法による精神通院受給者証を所有している１，４５８名に対しアンケート調査を実施した結果、７２０名、４９．３８％の回答がありました。

また、町内に事業所を設置している障害福祉サービス事業所１１事業所に対し、平成２４年１月にアンケート調査を実施した結果、全事業所から回答がありました。

このアンケート調査の結果による障害種別ごと及び障害福祉サービスごとの利用状況、要望などに基づき、第３期障害福祉計画の平成２４年度から平成２６年度までの３年間の障害福祉サービス見込み量の確保の方策、及び平成２６年度の施策の目標値を定めたところであります。

また、アンケート調査結果で要望があった各種障害福祉サービス制度の周知、人材確保、グループホーム、ケアホームの整備及び障害者への地域生活支援体制の整備を計画に盛り込んだところであります。

さらに、平成２２年１２月の障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害、保険、施設を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法令の整備に関する法律の制定に伴う自立支援制度の改正に伴い、同行援護、療養介護、児童発達支援事業、相談支援、成年後見制度利用支援事業などを第３期障害福祉計画に盛り込み、平成２４年度予算措置したところであります。

御質問の、今後の施策への反映についてでありますが、美幌町障害者自立支援協議会において、毎年上半期及び下半期ごとに計画の進行管理をし、施策に反映していきたいと考えております。

次に、アンケートで示された要望への早期の対応についてであります。

御質問の、既存の各種制度の周知徹底方策についてでありますが、既存の制度や障害福祉サービスの周知については、福祉のしおり、町広報、地域包括支援センターの訪問活動による各種制度やサービス周知及び障害福祉担当窓口での制度説明などにより周知を行ってきたところですが、第３期障害福祉計画策定に伴うアンケート調査結果において、各種制度の仕組みやサービス内容がわからないなどの意見が多くあったことから、本年４月２７日、まち育講座を活用し、介護保険、高齢者福祉とともに障害福祉の制度やサービスの説明を行ったところであります。

今後については、自治会、団体及び事業所に積極的に働きかけ、まち育出前講座を活用し、障害福祉の制度やサービスの周知を図り、さらに障害者向けのわかりやすいパンフレットを作成し、障害者や家族に配付してまいります。

次に、福祉ハイヤー券についてでありますが、福祉ハイヤー利用料助成事業は、身体に障害のある方が介護、通院などでハイヤーを利用する場合、及び子ども発達支援センターに療育訓練のため通所する場合の費用の一部を助成する制度で、平成３年７月１日から実施しております。

対象者は、身体障害者手帳１級、２級交付者のうち下肢、体幹、視覚、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫）の方及び６５歳以上で下肢、体幹、障害３級の方、並びに子ども発達支援センターに通所している方となっております。

助成の額については、ハイヤー乗車料金の基本料金額とし、福祉ハイヤー利用券チケットを交付しています。

利用券の交付枚数は、手帳交付者及び子ども発達支援センターに通所している方は、１カ月４枚を限度として年間４８枚の交付をしております。

また、腎臓機能障害の方が人工透析のために通院する場合は、１通院につき２枚を限度として交付しております。

使用状況については、手帳交付者に交付しております福祉チケットについて、年度末、３月の１カ月分の使用が前月までの約２倍となることが続いたことなどから、チケット交付時に、利用者に利用方法の説明、及びハイヤー会社に取り扱いについて徹底してもらうとともに、平成２３年度より１カ月の利用枚数を４枚とする使用制限の表示をしたところであります。

その後、利用者から１カ月４枚の使用制限を通年でできるよう相談が寄せられたことから、申請を行うことにより、年間４８枚を上限に、月ごとの使用制限のない利用券を交付することとしたところであります。

また、第３期障害福祉計画策定に伴うアンケート調査結果において、月ごとの使用制限のない利用券の要望が多くあったことから、平成２４年度につきましては、さらに文書通知、広報及び利用券更新時の窓口において、

申請を行うことにより月ごとの使用制限のない利用券を交付する旨の説明を行ったところであります。

その結果、平成２４年５月末現在、福祉チケット交付者は２２４名で、そのうち年間利用できる利用券を希望し交付した方は２６名となっております。

御質問の福祉ハイヤー券の月４枚の使用制限を撤廃されたいについてでありますが、今後については、１回申請をいただければ、次年度以降改めて申請をいただかなくても、年間４８枚を上限に、毎月の使用制限のない利用券を交付してまいりたいと考えております。

次に、国保税の町独自減免制度について。

低所得者への国保税（町独自）減免制度創設についてであります。

国民健康保険制度は、相互扶助に基づき、国保加入者が負担する国民健康保険税及び国、都道府県の補助金、市町村の繰入金等により、一定の費用負担ルールにより賄われています。

国民健康保険税は、加入世帯の所得、資産をもとに負担願う応能割及び世帯と加入者をもとに負担願う応益割により国民健康保険税額が算定されます。低所得者の負担を軽減するため、前年所得が一定基準以下の場合、応益割の均等割、平等割額を世帯の所得基準により７割、５割、２割の減額措置を講じています。

議員の質問内容にあります軽減対象世帯に対する美幌町独自の減免規定の創設によるさらなる低所得者支援につきましては、法律に基づく軽減措置以外の町独自の減免措置を実施した場合に生ずる減収分について、現状における費用負担のルールの中では国等による財政支援がないことから、国保財政の運営に直接影響があり、困難な状況です。

国保加入者においては、社会保険制度にある事業主負担がないこと、低所得者の加入が多いことを踏まえ、低所得者に対する軽減措置の拡充を含め、国に制度改善について要望をしてまいります。

その他の国の制度による軽減措置としては、平成２２年度から解雇や倒産など本人の意思によらない非自発的失業の場合には、前年の給与所得を１００分の３０として、所得割の算定及び軽減判定されることとなっております。

また、生活が苦しい方を救済するため、生活保護を受けることになった場合には国民健康保険から医療扶助になり、国民健康保険税がかからなくなります。

このほか、何らかの事情により国民健康保険税の納付が困難となった場合は、納税相談の実施により、担税力を見きわめながら、徴収猶予や分割による納税の緩和措置を実施いたしております。

次に、移住対策についてでありますが、本町における移住の取り組みにつきましては、北海道移住促進協議会に加盟し、インターネットを活用した情報提供や地域の生活を体験していただく「ちょっと暮らし」に取り組んでおり、また、本町の魅力の紹介や観光物産についてもＰＲを行うなど情報発信を図っているところであります。

御質問の本町への移住実績についてですが、平成１７年度以降、東京都などの関東圏から２組３名、東北地方から１組１名、北陸地方から１組２名、前住所地が不明でありますが１組１名、合計５組７名の方が本町に移住されているほか、平成１５年度以降、新規就農者として１３組３６名の方が移住されて本町に暮らしている状況となっております。

ちょっと暮らしにつきましては、平成１８年度以降、グリーンビレッジ及びエコハウスにおいて７件１４名の方が利用されており、滞在日数は７１日の実績となっております。

今後における移住促進策についてですが、本町は女満別空港から約１５分程度に位置しており、国道を４本有するなど交通アクセスがよいという優位性を生かした移住促進策を展開していきたいと考えているところです。

中でもニーズが高く、移住・定住に結びつ

くと言われている２地域居住についての研究を進めるとともに、引き続き情報の収集や発信に努め、ちょっと暮らし及びシーズンステイを活用した取り組みを推進していく考えであります。

あわせて、本町の総合的な魅力ある暮らしやすいまちづくりを今まで以上に高めていくことが移住・定住につながるものと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　障害福祉計画アンケートの積極的活用から再質問させていただきます。

美幌町の障害福祉計画は、第１期が平成１９年から２０年度、第２期が平成２１年から２３年度、そして、今回第３期計画、３回目となっておりますが、障害者計画を立てるに当たってアンケートを実施するというのは、私の知るところでは今回が初めてではないかというふうに思っております。

１期、２期の中では、１期はワークシートによる見込み量の推計、２期は１期計画の実績と地域ニーズを把握して推計したということで、多分初めてなのだろうというふうに思います。

ただ、私がわかりませんのは、１期計画と同じ時期、平成１９年３月に美幌町障害者計画、１０年のスパンのものが立てられておりまして、この中にどうやらアンケートを実施したなという痕跡が見られるので、このデータはわかりませんが、多分何らかの意向調査はされていると。

そういうことで、今だれもがわかるという中身で言いますと、公表されております美幌町障害福祉計画に関するアンケート調査結果についてと、こういう冊子になっております。

これは、対象が１，４５８名に対して７２０名が回答しているということで、日常の生活の状況がどうか、福祉サービスの需給状況はどうなっているか、社会生活を送る上での意見や要望、今後の町の福祉施策への要望をそれぞれ書いてもらうと。自由な意見表明というものも相当ありまして、実に貴重なものだというように思っておりまして、多分時間の関係だろうというふうに思うのですが、集計が単純集計で終わっているのです。総体がわかることはわかるのですけれども、しかし、もっと活用できるなということで一つは押さえております。

そこで、まずお聞きしたいのですが、平成１９年３月の障害者計画では、身障手帳、療育手帳、精神手帳に加えて、学習障害、ＬＤ、注意欠陥多動性障害、ＡＤＨＤ、高機能自閉症などの発達障害者などもすべて対象とされるということでなっているのですが、今回のアンケートの中では、これは見当たらない、多分どこかに含まれているのかもしれませんが、そういう点で、今回のアンケートは、平成１９年３月、美幌町障害者計画の全部の対象者に網がかかっているのかどうかをまず聞かせてください。

○議長（古舘繁夫君）　福祉主幹。

○福祉主幹（井上和俊君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

発達障害の区分けでございますけれども、現在、発達障害という対象の方について、一つは発達障害で知的障害のある方は知的障害の療育手帳という区分けになっています。それ以外の方については、現在、精神障害者福祉手帳の対象になっておりまして、実際に精神障害のほうの区分けにせざるを得ないという形で、そういう形の対象者ということで今回お送りしております。

よろしくお願いします。（発言する者あり）今回、発達障害の方も対象に入ってございます。

以上でございます。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　そうしますと、公表されている項目以外に、拾えばそれぞれの属

性ごとに集計ができている。要望が何か、日常的などのような状況に置かれているか、町に対する要望、個人名はわかりませんけれども拾えるという状況なのだろうと思うのです。

そういたしますと、対象はきちんと整理されて、全部に届いていると。あとは回答の読み取り、分析ということなのだと思うのですが、先ほども申し上げましたが、計画を作成するためという特定目的だけで、全数をつかんで傾向をつかめればとりあえずいいということがあったとして、この中に書かれている情報は、例えば男女別でも違いが出るのだろうと、年齢別でも違いがあるのだろうと。障害手帳別、それから、その程度によって、さまざまに要望や意見が分かれているのだろうと思うのです。そこまではされていないのですね。

実は今回、療育手帳をもらっている人の、特に低年齢層からの回答がほとんどないということを見まして、どういうことなのだろうという疑問があったのです。多分、今までの調査も含めまして、回答がないのなら回答がないということで意味があることなのだと思うので、ぜひそれぞれの設定されている属性の情報ごとに特徴を分析して、とりあえずは間に合ったのだと思うのですけれども、計画を立てる上ではこの分析でよかったのだと思うのですが、これからの町の福祉の施策を考える上で、属性ごとにクロス集計を加味していけば、より豊富なデータとして活用できそうだというふうに思いまして、これらを、議会も含めて町民の中に、実名は入りませんので、ぜひ明らかにして、どのような施策が求められているのかということの情報にぜひ使わせていただけないかというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今回、第３期の計画をつくるに当たってアンケート調査をさせていただきました。

今おっしゃるように、約５０％ということで、ちょっと残念な結果かもしれませんけれども、さらに若い方の回答が少ないということで、多分これは扶養されているという立場もあって回答が少ないのかなと思いますけれども、改めて私も見ましたけれども、本当に書き込みが非常に多いというのに驚きました。

一般的に、こういう各項目ごとの書き込みというのは、アンケート調査でそんなに多くないと思いますけれども、非常に多いということで、そういった意味では本当に、叫びに近いような中身の声も書き込みで拝見しました。

そしてまた、項目によって、書き込みが多いところと少ないところと非常に分かれているというのも特徴でありました。この後、多分御質問される福祉ハイヤーのことも、この中で随分多くの方が書き込みされているなということを改めて感じました。

それで、属性ごとの分析ももちろん必要なのでしょうけれども、ただ、書き込みを含めてこの中で、実際に今やっているものをさらに改善していく方策もヒントとして隠されていると思いますし、また、そんなにお金をかけなくてもできることも随分ちりばめられているというようなことで、貴重なアンケート調査だという思いを受けとめております。

それで、今回のこの計画も、実は今の政府が自立支援法を見直すということで、総合福祉法に変わるということで、そういう先のことも含めて今回計画をつくらせていただきましたけれども、この成り行きによってはまた改めて、大きな計画の見直しも当然出てくると思いますので、そういう国の流れのほうも見きわめていきたいなと思って、私どもでできることは、このアンケート調査の中から読み取って、できるものはしっかりと対応していきたいと、そのような思いであります。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　自由回答部分の意味分けもあるのだろうというふうに思います。それらも含めて、ぜひ十分、今後に生かす手

だてをとっていただきたいということで、次に進みます。

アンケートで示された要望の早急の対応であります。

御答弁の中で、まち育講座などもされて、それから福祉のしおりなどについても積極的にやろうということなので、そこは本当にそのとおりだというふうに思っております。

私は参加できなかったのですが、まち育講座の資料も見ておりまして、当事者だけではなくて町民に対するアピールという点では非常に大事なことだということを押さえた上でお聞きしたいと思うのですが、今後、障害者向けのわかりやすいパンフレットをつくるということで、これは福祉のしおりなので、これをぜひ、私も見ているのですが、何せ多岐にわたるので、なかなか難しいのだろうというように一つは感じております。ぜひ作成に当たっては、障害ごと、程度ごとに福祉の制度や受けられるサービスが一目でわかるというようなものに何とかならないかと。

そういう点で、冊子は冊子で御努力いただきたいのですが、今はパソコンで処理しますと、具体的に、個々人ごとに、その程度が、入力すれば、ピンポイントで、間違いなく受けられる制度、それからサービスが処方せんのように出るのではないかというように思うのです。千四百何十通りの処方せんができるのだろうと。

精神手帳、療育手帳、身障手帳を持っていて、ほかの分野の処方せんを見ても意味がないのです。身障の方は身障の私が使えるもの、療育手帳を持っている人は療育手帳の私が使える制度、これを何とかそういうレベルでできないかと。パソコンがあれば、多分理屈の上ではできるのだと思うのですが、ぜひそのレベルでやっていただけないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　複雑な制度を一目でわかるというのはなかなか難しいと思いますけれども、私も常日ごろ、広報誌であるとか、あるいはパンフレットについて、やはり、中学生が読んでもわかる、そしてお年寄りが見ても、文字の大きさを含めて、もうちょっとわかりやすいものというような工夫を盛んに言っております。今後つくる部分についても、十分そういったことを配慮していきたいなと。

出す以上は、やはり読んで理解をしていただいて、その中で活用できるものはしてもらうと。そういう制度をＰＲするわけですから、わからないように書いてＰＲするということは全く意味のないことだと思っておりますので、ぜひともそういうことに、今後についてもＰＲ方法を十分意を用いて検討しながら進めていきたいと。

あと、パソコンでできる部分については、担当部長のほうでちょっと答弁させていただきますけれども、まち育講座のほかに、役場に用事がある方が来られたときに、いろいろな文書を町から出している、ＰＲ物を含めて、今、町民の部屋で、いろいろなデータを含めてごらんになれるようなことも取り組んでおりますので、ぜひ町民の皆さん、役場に用事があって時間があれば、あそこに座って活用いただきたいなと、そんなふうに思っております。

いずれにしろ、いろいろなメディアだとか方法を使って、よりわかりやすいようなＰＲをするということは極めて重要なことだという認識をしておりますので、今後そういうことを注意しながら取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　２点目の、障害者にとって、例えば私が申請することによってどのような制度が受けられるかという御質問ですけれども、まさしく大江議員おっしゃるとおり、いろいろな窓口に相談する方がいらっしゃいますので、そういったものを、例えば先ほど言いました福祉のしおりがございますけれども、これも障害者ばかりではなくて高齢者とか介護保険が分かれていますの

で、これから抜粋して、特に障害者のしおりの中に、本人に成りかわった場合にどういう制度が受けられるかということの、何通りかのパターンがあると思いますので、そこも今後わかりやすいようにパンフレットをつくっていきたいというふうに考えてございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　実は１９８１年、国際障害者年から３１年経過をいたしまして、どのような障害を持っていても、健常者との間で、完全に参加する上でも扱いも平等にという形になっていて、しかし、残念ながら、相当努力をしている我が町としても、つくられている制度やサービスが大変わからないという状況になっているので、新しい制度をつくるのももちろん大事ですが、ある制度を十分活用できるような、そこの工夫がいるのだろうと。

美幌に行ったら、個人情報をばんと入れれば、受けられるサービスも制度もばんと出て、処方せんができるのだというようなことを、ぜひ全国に先駆けてシステムをつくっていただければというように思います。

時間が限られていますので次に移りますが、実は福祉ハイヤー券の月４枚の原則というのは、昨年、総務文教厚生常任委員会でも何人かから問題点が指摘をされています。その際、対象者へのアンケート調査を実施した上で、改善すべきところは改善しますという御答弁をいただいていたわけです。

今回、私もアンケートを全部拾ってみました。そうしますと、月４枚を撤廃してほしいというのは多分、そのように読み取れるのは５２通あると、月４枚でいいというのは１通もないと、ここに特徴があるのです。圧倒的に、今までの制度のほうがよかったのに何で制限するのということなので、ここはせっかく集計されたアンケートの意思、私は尊重されるべきではないかと。

余り時間がないので、実はきのう配られた美幌新聞で、ニーズ型福祉のまなざしということで、ある大学の先生がこういうふうに言っているのです。自分もかつては東京都の公務員だったのだと。そのため、役所の考え方はある程度はわかるのだが、つまり財源や制度の枠組みから物事を考えようとするパターンです。これを箱形福祉と称します。それに対して、人々の必要性から物事を施行しようとするのがニーズ型福祉です。取り組みを重ねながら、それに伴う必要な財源や制度を整備していこうというものです。

私は、関係者がこれほど前に戻してほしいと、わざわざ使いにくくしないでほしいと。この非常に強い声に、やっぱり素直にこたえるべきではないかと。申請すればできますよという姿勢は、非常に誤解を受けるというふうに思いますので、ぜひ早急に御検討いただけないかと。余分な摩擦をこのことによって起こすことになるのではないかというように思いますので、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　年間４８枚ということで、今は使っていただいています。この制度、目的は正しいと思っています。確信をしております。

それで、ハンディキャップを持っておられる方には機能しているのだと、そういう思いでありますけれども、ただ、一部違う使い方をされている方がいたということを含めて、本当に心苦しいのですけれども運用のところで規制をかけさせていただいたと。そして、適正に使ってくださいということを、そういう規制をかけてやったということで、これは、制度をつくって運用している者としては、本当に本意ではないところであります。

それで、今回の福祉ハイヤー、申請によって４８枚、月の制限なく御使用いただくというような方策をやむなくとったというのが現実でございます。そういうことが、今どういう状況にあるのか、もちろん確かめながら、本来の趣旨、正しいと思っていますので、大いに使っていただけるような方策もちょっと検討してみたいと思っております。

本当に、このアンケート調査の中で、書き込みの中では福祉ハイヤーのものが一番多いと思っております。それで、私も直接話を聞いております。この制度自体は非常にありがたいと。ただ、月４枚という制限が非常に使いにくくしていると。それで、夏は月２枚であっても、冬はもうちょっと使いたいのだと。それは、とりもなおさず公共的な足が確保できない部分での使いたいという意味なので、さらなる検討、研究をしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　牛の角の形が悪いからということで、それを直そうとして牛を殺してしまったというふうにならないようにしてほしいと思います。ぜひ積極的に御検討いただければと思います。

次に進みます。

国保の減免制度の創設問題です。

最初の御答弁は、昨年７月、同僚議員への最初の答弁とほぼ同じ内容であります。

そこで伺いますが、美幌町の場合、７割減、５割減、２割減となる世帯の年所得額は一体幾らか、また、対象世帯は何世帯か、まず教えてください。

○議長（古舘繁夫君）　税務主幹。

○税務主幹（大平幸雄君）　まず、軽減対象となる世帯事例につきまして、２人世帯で７割軽減対象となる場合につきましては、給与年収で９８万円以下の場合、それから、６５歳以上年金のみの収入の場合は、年支給額が１５３万円以下であれば７割軽減を受けられまして、この場合の本来の国保税は１２万８，３００円となりますけれども、これに対しまして８万９，９００円減額となりまして、軽減後においては３万８，４００円という納付をいただくことになります。

５割軽減の場合ですけれども、同じく２人世帯で５割軽減になるという場合ですけれども、給与収入、年収に換算しますと１２２万５，０００円以下、それから、６５歳以上で年金のみの場合の年間支給額は１７７万５，０００円以下であれば５割軽減の対象となりまして、この場合は所得割もかかります。今言った金額を上限として、所得割と、それから応益割を計算しますと、年間で１５万５，９００円、本来の税額として算定されますけれども、そのうち６万４，１００円が減額となりまして、軽減後においては９万１，８００円納めていただくことになります。

それから、同じく２人世帯で２割軽減となる場合ですけれども、給与年収にしますと１７１万９，０００円以下、それから、６５歳以上年金のみの場合の支給額が２２３万円以下であれば２割軽減を受けることができます。年間保険税につきましては、本来２０万７，３００円かかるのですけれども、これから２万５，７００円減額となりまして、軽減後における実際に納めていただく保険金額につきましては１８万１，６００円納めていただくこととなります。

それと、平成２３年度の軽減状況ですけれども、当初の課税データによりますと、加入世帯３，６５８世帯中７割軽減世帯が１，０４４世帯、全体の占める割合が２８．５％、それから、５割軽減世帯が２２８世帯、全体の占める割合が６．２％、それから、２割軽減世帯が４７４世帯、全体の占める割合が１３％ということで、軽減世帯の合計で１，７４６世帯となっておりまして、占める割合が４７．７％の割合ということでございます。

よろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　一応、７割、５割、２割が、数字が出されました。聞き取れない部分もありますので、ぜひペーパーでいただければありがたいと思います。

それで、実は平成２２年度決算で、町の国保加入者３，７１８世帯中１，０６３世帯は、所得区分で言えば無収入であります。２８．６％。その世帯の現年調定の国保税は、１世帯４万２，６１０円です。所得なし。しかし、７割軽減しか受けられないということで、そういう状態になっています。

ちなみに、世帯の所得区分が３３万円以下、月２万７，５００円の所得の方が１世帯４万５，１６５円、こういう形になっていまして、５１％の国保加入者の方々が世帯所得区分８０万円以下という状況になっているという中で、実は悲鳴が上がっているのだと思っております。

もちろん滞納も発生していますが、相当美幌町は頑張って収納率を高めているのです。無所得の方の滞納率は約１０％、３３万円以下の方も１０％、４０万円以下で１３％、６０万円以下で１９％程度の滞納率。だから、相当払う側も頑張っているという状況です。

これは、制度そのものが持っている欠陥ということで、そこで、全国でこれに対して、国が定めた７割、５割、２割の減額に上乗せして、それぞれの自治体独自で減免を決めているところが、私のデータでは法定減額に１割だとか３割だとか上乗せして独自減免を行っているところは多分１２自治体あるなと。それから、全国で三つのところが生活保護基準を一つのベースにして、それを下回る場合についてはゼロを含めて減免制度を独自につくっているということで、これはやむを得ずつくっているということだと思うのです。国保財政が豊かだからではなくて、支払い能力から見て余りにもひど過ぎるので、何とかしたいというようなことだと思います。

それで、ぜひ美幌町におきましても、現在の制度そのものが持っている欠陥だということは、これはどなたも否定しないのだと思います。この間で相互扶助でやっているということなのですが、これをぜひ踏みこんでいただけないかと。

そこで、全く時間がないので私から御紹介いたしますが、これは町長の昨年６月の再答弁の御認識であります。一般的に、国民健康保険は制度的な仕組みを背負っているということなのだと。町全体の中で減免だとか免除だとか猶予、軽減、こういったものを一度ちょっと点検させていただき、できるものとできないものとを分けながら、取り組めるものについては取り組んでいきたいと。これは町長御自身の認識であります。もう作業は終わったということではないのだろうと思いますので、ぜひ御検討いただけないかと。

時間がないので、ついでに申し上げます。

私は、このように厳しい中身になっていて、全国で、市町村独自で減免規定を、法律ではつくっていいのだとなっているのですけれども、なかなかつくれないのは大変厳しいからだと思っております。

それで、国の財源は、１９８４年に国保会計に占める国庫支出金は大体５０％だったのです。２００８年、２４．１％に半減しているので、何かやりたくてもなかなか大変だということを事あるごとにぜひ発言をしていただきたいと。ここが大変なことなのだと。

それと、もう一つは、生活保護基準を下回る場合については何とかしようという自治体があるので、セーフティーネットの国保から生保への移行も含めて、そのために安全ネットがあるのだから、いかがですかというようなことも誘導する必要があるのではないかと。そういうことを行った上で、相互扶助ではなくて一般会計での法定外繰り入れをある程度決断せざるを得ないのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君）　大江議員、先ほど資料の要求がありましたが、後でいいですね。

○２番（大江道男君）　後でいいです。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　７割、５割、２割というのは、国民皆保険における相互扶助、これのセーフティーネットを張ったということだと思います。そのネットをもうちょっと広げたりするということで、全国で１５になるのですか、ということであります。

中身はちょっとよくわかりませんけれども、どういった財政状況にあるか、ちょっとわかりませんけれども、我が町においてはなかなか厳しいという状況にあると思います。

それで、私どもの第一の、やはり国民健康保険を、国民皆保険の中で、やはり継続的

に、安定的に運営しなければいけないというのが一つ我々に与えられた課題ではないかなと思っております。

基本理念は本当に正しいと思います。相互扶助、世界に誇り得る制度だと思っております。これを、今、各市町村ごとにやっていること自体が果たしてどうなのかという論議も一方であるところであります。

それぞれがやるから差が出てくるというようなことがあると思いますので、全国一律に、国が責任を持って、都道府県が責任を持ってやるということになれば、もうちょっと全国的に平準化されるのではないかなと思っております。

そういった意味で、なかなか厳しい状況にありますけれども、国保の安定的な財政運営、これを守るために、しっかりとした取り組みをまずやっていきたいと、そのような思いであります。

それから、発言をしてというお話でありました。

私どもの費用負担ルールというようなものが、この国保の部分についてはあります。国の持ち分、道の持ち分、町の持ち分、そして国保に入っていただいている方の負担の部分。そして、そのような中で、大江議員言うように、本当に、最近特に国の負担を減らそうという動きが出てきています。今は負担分が３４％だと思います。昔はもうちょっとあったと思います。３６％とか４０％時代が長かったと思いますけれども、そしてさらに言うと、歳入に占める国庫支出金の構成割合が、今は２３．７９％ということで非常に、国が身軽になった分、都道府県と、それから市町村が負っていると、あるいは加入者に負っていただいているということで非常に、国は軽くなったけれどもというような話になると思いますので、しっかり実態をとらえた中で国に発言していきたいと、そんなふうに思っております。

それと、最後に一つ、つけ加えさせていただきたいと思いますけれども、先ほど税務主幹から美幌町の軽減額８，９９２万１，０００円ということでお話しさせていただきました。それで、これは一部国、そして道も持っていただいていますけれども、美幌町の割合としては、約２，７００万円の軽減に対する負担をしているということでありますので、全く国の制度の中で町が負担していないということではなくて、町も軽減に対するセーフティーネットを少し広げるというようなこともやっているということをぜひとも御承知をいただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　ぜひ研究していただければと思います。

あと、もう時間がありませんので、最後の移住問題で、ちょっと暮らしの部分にだけ触れたいと思います。

実は、ことし３月末までの全道統計を手に入れることができましたが、１２５の市町村が登録している中で、５１市町村は実績ゼロであります。それから、１００人を超す自治体は３６、１人以上の実績がある、美幌町は７１名ですので、美幌町を含めての平均は１，８９４人であります。

それで、美幌町の実績は非常に、将来有望だというふうには思いますが、現在のところはやっぱり、はかばかしくないということで、進んだ町の取り組みにぜひ倣って、美幌町だけではなくて企業や団体や個人なども含めた取り組みをぜひ開始して、最初の答弁でございますような成果を上げていただきたいということで、最後の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　短目にお願いいたします。

町長。

○町長（土谷耕治君）　この件については、大江議員と意見が合わないところが多分あると思いますけれども、私は、この町に来ていただけるということは町の総合力だと思っていますので、町をぴかぴかにして来ていただ

ける方をお待ちしたいと、そのように思っております。

○２番（大江道男君）　終わります。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、２番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を１５時４０分といたします。

午後　３時３０分　休憩

午後　３時４０分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　同意第２号

○議長（古舘繁夫君）　日程第３　同意第２号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　同意第２号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員、馬場義博氏は、平成２４年６月２７日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字野崎１３番地の１５２。

氏名、池功司さん。

生年月日、昭和３２年５月８日でございます。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、同意第２号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第４　議案第３７号

○議長（古舘繁夫君）　日程第４　議案第３７号動産の取得についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　議案の３ページをお開きください。

議案第３７号動産の取得についてを御説明申し上げます。

次のとおり動産を取得するものとする。

記以下につきましては参考資料で御説明しますので、参考資料の１ページをお開きください。

資料１、議案第３７号関係。

除雪トラック（１０トン級６×６ダンプ型、アングリングプラウ・路面整正装置つき）を取得するものであります。

現在、５台の除雪用ダンプトラックを保有しておりますが、そのうち平成２年１１月に取得しましたダンプトラックを、社会資本整備総合交付金事業を活用して今回更新するものであります。

納入車両は、運輸省省令（昭和２６年第６７号）道路運送車両の保安基準に適合するもので、排出ガス規制についても同保安基準によるものです。

納入場所は、美幌町字報徳７９番地。

動産の概要であります諸元、性能、エンジンは、記載のとおりであります。

取得の方法は、指名競争入札であります。

入札年月日、平成２４年６月１日。

指名業者は、東北海道いすゞ自動車株式会社外記載の２社であります。

取得の金額、３，８３２万５，０００円。ち

なみに、落札率は９１．３％であります。

取得の相手方、北見市中央三輪４丁目５２３番地１、東北海道日野自動車株式会社北見支店、北見支店長近藤孝司であります。

契約保証金、免除。

契約年月日は、議決後本契約によります。

納入期限は、本契約の日から平成２４年１１月３０日までとする。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第３７号動産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第３８号

○議長（古舘繁夫君）　日程第５　議案第３８号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君）　議案の４ページをお開きください。

議案第３８号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明しますので、参考資料の２ページをお開きください。

資料２、議案第３８号関係。

駒生川関連第７号橋橋梁上部建設工事の締結であります。

平成３年から平成２６年までの予定で、美幌川広域河川改修工事として駒生川の改修工事が実施されておりますが、本工事は昨年の橋梁下部工事に引き続いて上部工を架設して橋梁を完成させるもので、北海道の駒生川関連改修工事負担金により行います。

工事場所は、美幌町字稲美。

工事の概要であります橋長、幅員、上部構造は、記載のとおりであります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

入札年月日、平成２４年６月１日。

指名業者は、芙蓉建設株式会社ほか記載の８社であります。

契約金額、６，０３７万５，０００円。ちなみに、落札率は９５．９％であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽１６番地、株式会社道和建設、代表取締役田村則子であります。

契約保証金、契約金額の１００分の１０以上。

契約年月日は、議決後本契約によります。

工期は、本契約後１６０日とする。本日契約しますと、完成は１１月２６日となります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第３８号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第３９号

○議長（古舘繁夫君）　日程第６　議案第３９号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　それでは、議案の５ページをお開きいただきたいと思います。

議案第３９号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、田中、古梅、駒生・登栄辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるということでございます。

辺地の総合整備計画の策定におきましては、辺地法に基づく辺地対策事業として、公共施設の整備を行おうとする場合に、当該辺地に係る総合整備計画を定めて、議会の議決を経て総務大臣に提出しなければならないこととなっております。

この計画を提出することによりまして、その地域内で事業を実施する場合、事業に係る地方債は辺地対策事業債が認められ、町債償還金の８０％について交付税措置がなされるものであります。

それでは、６ページをお開きいただきたいと思います。

まず、田中辺地につきましてでございますけれども、平成２４年度から２８年度までの５年間について、新たな計画を策定しようとするものでございます。

３番目に記載の公共的施設の整備計画の欄をごらんいただきたいと思います。

施設名のところでございますけれども、下水道の個別排水処理施設の整備でございます。

田中地区におきましては、平成２４年度から２８年度までに、個別排水処理施設、合併処理浄化槽の設置を５個分、事業費で１，６５０万円を予定する整備計画であります。

この財源内訳につきましては、特定財源として１１５万円、これは受益者の分担金であります。一般財源につきましては１，５３５万円で、このうち辺地対策事業債として、充当率７０％の２分の１で、予定額を５３０万円とするもので、残りにつきましては公共下水道事業債が充当されるものであります。

次の除雪機械でございますが、平成２６年度にグレーダーを、国庫補助金と辺地対策事業債を財源に整備する予定であります。

事業費は３，３００万円で、特定財源として国庫補助金が１，８７０万円、一般財源につきましては１，４３０万円で、このうち辺地対策事業債が充当率１００％で、同額の１，４３０万円となっております。

次に、経営近代化施設につきましては、道営土地改良事業の負担金のうち区画整理に関する事業費であります。

事業費、負担金の額は１，０００万円、一般財源も１，０００万円で、辺地債につきましても充当率１００％でありますことから、同額の１，０００万円となっております。

この三つの施設の整備の合計ですが、事業費が５，９５０万円、特定財源が１，９８５万円、一般財源が３，９６５万円で、このうち辺地対策事業債が２，９６０万円となっております。

以上、田中辺地に係る５カ年の総合整備計画の策定につきまして御説明を申し上げました。

引き続き、７ページをごらんいただきたいと思います。

次に、古梅辺地につきまして御説明を申し上げます。

この地区におきましても、田中地区と同様の５年間について、新たな計画を策定しようとするものでございます。

同じく、３点目に記載のございます公共的施設の整備計画の表の中をごらんいただきたいと思います。

施設名のところでありますが、下水道の個

別排水処理施設の整備につきましては、事業内容につきましては田中地区と全く同様でありますので、説明を省略させていただきたいと思います。

次の除雪機械でありますけれども、先ほどの動産の取得でお認めいただきました除雪トラックを、平成２４年度に国庫補助金と辺地対策事業債を財源に整備するものでございます。

計画の事業費につきましては、あくまでも平成２４年１月に行われた事前協議時点でありますことから、実際の執行額を上回っていますことを御了承願いたいと思います。

事業費は４，２００万円で、特定財源といたしまして国庫補助金が２，４０７万６，０００円、一般財源につきましては１，７９２万４，０００円で、このうち辺地対策事業債が対象事業費の充当率１００％で１，７３０万円となっております。

この二つの施設の整備の合計ですが、事業費が５，８５０万円、特定財源が２，５２２万６，０００円、一般財源が３，３２７万４，０００円で、このうち辺地対策事業債が２，２６０万円となっております。

以上、古梅辺地に係る５カ年の総合整備計画の策定につきまして御説明を申し上げました。

引き続き、８ページをごらんいただきたいと思います。

駒生・登栄辺地につきまして御説明を申し上げます。

この地区におきましても、平成２４年度から２８年度までの５年間について、新たな計画を策定しようとするものでございます。

本町における辺地の構成は、行政区域を基本としておりますけれども、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第１条において、総合整備計画を定める日の属する年度の初日において、住民基本台帳に記録されている住民の数が５０人以上であることが要件の一つとなっておりますことから、２２人と、５０人を下回っている登栄地区と７８人の駒生地区を合わせた駒生・登栄辺地とした計画を今回策定をしております。

同じく、先ほどと同じように一番下の表をごらんいただきたいと思います。

施設名のところでございますけれども、下水道の個別排水処理施設の整備につきましては、先ほどの田中地区と全く同様でありますので、省略をさせていただきます。

次の除雪機械でありますが、平成２７年度に除雪トラックを、国庫補助金と辺地対策事業債を財源に整備する予定であります。

事業費は４，２００万円で、特定財源として国庫補助金が２，４０７万６，０００円、一般財源につきましては１，７９２万４，０００円で、このうち辺地対策事業債が対象事業費の充当率１００％で１，７３０万円となっております。

次の経営近代化施設につきましては、道営土地改良事業の負担金のうち区画整理に関する事業費であります。

事業費、負担金の額は６８０万円で、一般財源も６８０万円で、辺地債につきましても充当率１００％でありますことから、同額の６８０万円となっております。

この三つの施設の整備の合計でありますが、事業費が６，５３０万円、特定財源が２，５２２万６，０００円、一般財源が４，００７万４，０００円で、このうち辺地対策事業債が２，９４０万円となっています。

以上、駒生・登栄辺地に係る５カ年の総合整備計画の策定につきまして御説明を申し上げ、議案第３９号の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君）　お諮りします。

もはや４時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めま

す。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることを決定いたしました。

◎日程第６　議案第３９号

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第３９号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第４０号

○議長（古舘繁夫君）　日程第７　議案第４０号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の９ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４０号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第９項の規定に基づき、豊岡、日並辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するということでございます。

それでは、１０ページをお開きいただきたいと思います。

まず、豊岡辺地についてでありますが、総合整備計画書(案)の一番下、３番、公共的施設の整備計画の欄をごらんいただきたいと思います。

施設名のところでございますが、除雪機械について、豊岡地区において、平成２２年度に除雪ドーザーを、国庫補助金と辺地対策事業債を財源に導入いたしました。

こちらにつきましては、事業費が計画の範囲内でしたので、今回の計画変更には影響していません。

次の下水道の個別排水処理施設につきましては、豊岡地区において、平成２１年度から平成２５年度までの５年間で、個別排水処理施設、合併処理浄化槽の設置について、４個分の整備を計画しておりました。

しかし、実績で、平成２１年度で１個、平成２４年度で３個と、既に計画個数に達して、平成２５年度までの期間での要望が見込まれますことから、豊岡辺地に係る総合整備計画の事業を、括弧書きにありますように、個別排水処理施設分の全体事業費を１，０００万円から１，３２０万円に、特定財源の、これは受益者負担金でございますが、１００万円から１２０万円に、一般財源は９００万円から１，２００万円に、また、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を３００万円から４１０万円に、除雪機械を合わせた地区全体の事業費について、事業費を３，７００万円から４，０２０万円に、特定財源を１，９００万円から１，９２０万円に、一般財源は１，８００万円から２，１００万円に、また、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を１，２００万円から１，３１０万円に変更しなければ辺地対策事業債の借り入れができなくなることから、今回、豊岡辺地に係る公共的施設の整備計画を変更しようとするものでございます。

以上、豊岡辺地に係る総合整備計画の変更につきまして御説明を申し上げました。

続いて、１１ページをごらんいただきたいと思います。

日並辺地についてでありますけれども、総合整備計画書(案)の、同じく３番目にあります公共的施設の整備計画の表の欄をごらんいただきたいと思います。

施設名のところでございますが、下水道の個別排水処理施設について、日並地区において、平成２２年度から２６年度までの５カ年で、個別排水処理施設、合併処理浄化槽の設置について、４個分の整備を計画しているところであります。

実績につきましては、平成２３年度で１個で２２８万４，０００円と、事業費が計画の範囲内でしたので、今回の計画変更には影響しておりません。

次の経営近代化施設については、道営土地改良事業の負担金のうち区画整理に関する事業費が辺地対策事業債の対象となることから、今回計画に追加するものであります。

このことによって、日並辺地に係る総合整備計画の事業を、括弧書きにありますように経営近代化施設分の全体事業費をゼロから４４０万円に、一般財源もゼロから４４０万円に、また、辺地債の充当率が１００％でありますことから、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額をゼロから４４０万円に、さらに、個別排水処理施設を合わせた地区全体の事業費について、事業費を１，０００万円から１，４４０万円に、特定財源は１００万円のまま、一般財源は９００万円から１，３４０万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を３００万円から７４０万円に変更しなければ辺地対策事業債の借り入れができなくなることから、今回、日並辺地に係る公共的施設の整備計画を変更しようとするものであります。

以上、日並辺地に係る総合整備計画の変更につきまして御説明を申し上げ、議案第４０号の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第４０号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第４１号

○議長（古舘繁夫君）　日程第８　議案第４１号美幌町住民投票条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の１２ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４１号美幌町住民投票条例等の一部を改正する条例制定について。

美幌町住民投票条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の３ページをお開きいただきたいと思います。

改正目的でありますけれども、主な改正目的といたしましては、外国人登録法が廃止され、外国人住民につきましても、日本人と同じく住民基本台帳法が適用されることに伴う条例の一部改正であります。

改正内容につきましてですが、平成２１年に改正された在留外国人管理制度に係る法律が本年７月９日に施行されることに伴い、外国人登録制度が廃止され、外国人については住民基本台帳法の適用対象に加わることとなるため、関係条文等について整理するものでございます。

今回、下記に記載の１から３までの３本の条例について、関係条文を整理するものでございます。

一つ目の条例でありますが、美幌町住民投票条例でございます。

第３条にあります請求資格者及び投票資格

者要件の整理ということで、外国人登録法引用の削除を行うもの、それから、外国人に係る要件のうち審査名簿及び投票資格者名簿への登録申請規定の削除を行うものでございます。

２点目の条例であります美幌町手数料徴収条例でございます。

別表中「１５、外国人登録済証明書の交付」を削除するものでございます。

３点目の条例は、美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例。

第２条では、登録資格に係る外国人登録法の引用を削除するものでございます。

第４条では、登録印鑑に係る規定の整理ということで、通称を表した印鑑の登録が可能となる規定の追加、非漢字圏の外国人住民に係る印鑑登録条件として、片仮名表記の印鑑の登録が可能となる規定の追加でございます。

第１１条では、印鑑の登録・抹消に係る規定の整理ということで、外国人登録法の引用を削除、また、外国人住民に係る登録資格根拠法の明記でございます。

すべて法改正に伴う条文の整理でございます。

根拠法令等につきましては、住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、外国人登録法でございます。

施行日は、平成２４年７月９日でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いをいたします。

なお、４ページから１４ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第４１号美幌町住民投票条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第４２号

○議長（古舘繁夫君）　日程第９　議案第４２号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　議案第４２号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定の詳細説明の前に、私のほうから発言をさせていただきたいと思います。

今議会冒頭の行政報告、提出案件の概要の中で触れさせていただきましたが、このたびの職員の懲戒処分の事案で、町民の皆さん初め関係者、議員各位の皆様に対し、行政の信頼を大きく損なうとともに、信用を著しく傷つけましたこと、まことに申しわけなく、心からおわびを申し上げます。

加えて、３月定例町議会における説明不足並びに処分に至る経過の説明など、一連の対応について配慮が不十分であったことについて、重ねておわびを申し上げます。

今回の不祥事について、行政の最高責任者として組織を統轄する立場にある町長の責任と、事務を統括する立場にある副町長の責任は重大と受けとめ、給与の一定額を減ずることにより責任を明らかにする内容の提案であります。

今後においては、再発防止と信頼の回復に努めてまいる所存でございます。

詳細については、総務部長のほうから説明を申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　ただいまの提案に当たりまして、事務方の責任者として、私からもおわびを申し上げますとともに、規則を逸脱しました事務処理について、現時点におけます状況について御説明をさせていただきたいと思います。

まずもって、今回の事案におきましては、当時、支出決定に当たりまして、現行の規定を誤って解釈したことが結果として不適切な支出に至ったものでございまして、この点については全く弁解の余地がなく、事前に規則の一部改正など、適正ならしめる暫定的措置を講じておくべきものでございました。

また、さらには、関係するこれらを含めた補正予算提案に際しまして、議会や委員会などでの説明を欠いてしまい、議員の皆様の理解をいただく努力を怠っていたこと、これらの点につきまして、深く反省いたすものであります。

議会、そして町民の皆様に、私からも深くおわびを申し上げたいと思います。

なお、当該規則については、既に不適切な状態を先日解消いたしまして、現状に即した内容に一部規則改正を行っておりますが、本年度分からは、将来的にもより実態に沿った運営を持続するために、規則などの全体的な見直しを行う予定でございますので、どうか議会の皆様にも今後、その節には御指導、御意見等を賜りたいと、このように思っているところでございます。

私からは以上でございますが、このたびの不始末につきまして、議会及び町民の皆様に大変な御迷惑をおかけしたことに重ねておわびを申し上げますとともに、再発防止と損なった行政への信頼を、今後、町長のもとで、職員一丸となって取り戻すべく頑張ってまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解を賜るようお願いを申し上げたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　それでは、議案の１９ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４２号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の１５ページをお開きいただきたいと思います。

改正目的でありますけれども、規則改正等未処理による不始末事案及び高額介護サービス費誤払いによる不始末事案に係る管理・監督者責任から、平成２４年７月に支給される給料月額を減額しようとするものでございます。

改正内容につきましては、町長の給料月額を１０％減額するということで、変更前７４万８，０００円を月額６７万３，２００円にしようとするものでございます。

同じく、副町長の給料月額におきましても、１０％減額するということで、変更前６５万３，２００円を５８万７，８８０円にしようとするものでございます。

施行日は、公布の日ということでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

７番上杉晃央さん。

○７番（上杉晃央君）　ただいま条例の提案説明の中で、副町長のほうから規則の改正を行ったということで、私、質疑がありますので議長にお諮りしますけれども、改正済みの規則の配付を全議員にお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　それは可能ですね。

今すぐ求めますか、それともあすに……。

○７番（上杉晃央君）　私の質疑の関係があるので、今すぐ求めます。（発言する者あり）

○議長（古舘繁夫君）　暫時休憩します。

午後　４時１６分　休憩

午後　４時２７分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

７番上杉晃央さん。

○７番（上杉晃央君）　今、規則の改正をいただきました。

１０条第３項に、町長は、利用者数の増加その他特別な理由が生じた場合は前２項、前２項というのが７５０万円というふうに定まっている部分ですけれども、規定にかかわらず額を変更することができると。このように6月１３日付で規則を改正したということですけれども、今回の給与条例の提案の中に、規則改正と未処理による不始末事案と、この改正を私、なぜできなかったのかについて、総務文教厚生常任委員会のときに聞いたときに、私が聞く範囲では明確な、このような簡単な規則の改正が今できて、２月の二十何日でしたか、このことがわかって、職員の処分をするまでの間に、そんなに難しい、検討するような規則の改正をできなかったという理由が、いまだに私は理解できません。

それで、規則改正等の未処理というのは、それでは規則を改正しないで、処分するまでの間、最終的に指示しなかったのは、町長の最終的な判断ですか。どの段階で規則を改正をして、そういうクリアできるようなことを判断しなかったのか、その辺の経過について、きちんと説明をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　６月５日開催の総務文教常任委員会の中で上杉議員のほうからお尋ねがありました。なぜできなかったのかと、指示しなかったのかというお尋ねだったと思います。

私、このときに答えたつもりでありましたけれども、今御質問がございましたので、申し上げたいと思います。

２月の段階でわかっていて５月まで処分がおくれた検討、規則改正でありますが、当時も大変恥ずかしい話ではあるがということで申し上げました。

ありのままお話ししたところでありますが、まず、この事案が、事実確認がかなりおくれてしまったということが一つ上げられます。事実確認をして、規則改正だけを先行して、結果としてやればよかったということは、後になってから反省材料としてあるわけですが、当時としては、現行の規則の中で運用が可能だろうという、そういう解釈があったということで申し上げたつもりでありますけれども、それは現段階では本当に、深く反省をしているところではあります。

その中で、現行に即した改正よりもむしろ、さらに今後予想されることを含めて、規則を全体的に見直していこうという、一段省略した形の規則改正を予定していたということで、暫定的な措置がおくれたというのが正直なところでございます。

その間に、民生部が所管する業務で不始末の事案が御承知のとおり複数件発生したという、その処理、そして、処分のめどをつけてからということ、そして、そのためには処分の内容の事実確認というのは、これは本人がまず経過を、始末書等を通じてるる説明するわけでありますけれども、そういったものもかなりずれこんでしまったというのが正直なところでございます。

その点につきましては、何回も申し上げますけれども、私どもの指導不足という思いで深く反省をしているところでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　７番上杉晃央さん。

○７番（上杉晃央君）　私はまだ理解に苦しむのですけれども、こういう形で１項を追加

することは、事実関係の確認に時間がかかるとかではなくて、ふだん町長が言っているように、行政職員は法令遵守ということが基本だと。そうだとすれば、補正予算を出して、やはりきちんとした規則の改正をして、予算も規則もそれに合うようにやる、この程度の改正だったら、その時点で判断できたことではないですか。

その事実確認のことと、実際に、町長はやはり、約束したことを行政の責任者としてやはりきちんと、法人に責任を果たすということで補正の予算を提案したわけですから、それに合うように、当然のことを、この程度の規則の改正であれば、その時点で判断をして指示すればよかったことではないですかね。私、まだ副町長、今の説明では、非常に、もっと別な判断があったというふうに勘ぐりたくなるのですけれども、規則改正の未処理だったら、例えば指示してやらなかったら、上位者がちゃんとやればすぐできることですよね、これは。町長の権限で。私はちょっと、まだ納得いかないのですけれども。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　まさにおっしゃるとおりではあると思います。それは今となって、そのことが言えるわけでありますが、先ほど申し上げましたように、規則を全体的に見直していこうということで、当時、現行の規定を変えずとも支出が可能という、そういう認識に立っていたということでありまして、そこの段階から、この１項目を加えなくても支出が可能という認識に立っていたということがやはり、大きな要因になっているということ以外、今回、ここまで来たという理由としては、それ以外ないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、副町長が経過を説明しましたけれども、さらに返す返すは、約束するときに、既にやっぱり、おっしゃるとおり、１項目つけ加える、あるいは額を上げるとかという方法はあったはずです。しかも、これは規則ですから、直ちにできることで、そこがスタートになったということで、返す返す本当に、そういう面では残念な気持ちでありますし、また、今回は条例の一部改正ということで、今、私と副町長の責任を明らかにしたいということでの提案でございますので、その辺については御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　７番上杉晃央さん。

○７番（上杉晃央君）　先ほど副町長は、今回の規則、きょういただいたほかに全体的な見直しが必要だと。

これは所管の委員会でもそういう説明を総務部長はしていましたから、そうだとすれば、なおさらのこと全体見直しは、時間をかけてするのであれば、今回、６月１３日の改正というのは、そのときにそういうふうな判断でできたものを、担当している総務サイドというか条例規則の担当するところが、何か、こういう改正することについて非常に疑義があって、問題があったというのだったらともかく、この規則の改正、これをなぜ実施させなかったのかということについて、規則の改正等の未処理が町長の処分の管理監督責任の原因になっているのだとすれば、まさに未処理の状態を町長がさせないべきだという、町長自身の判断というのは、町長どうなのでしょうか。そういう状態を放置したままにしていたというのはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　これは、今回もちょっとおわび申し上げましたけれども、やはり、今回不祥事が、いろいろ重なってきたと。そういうことで、私は、法令遵守もそうですし、職場規律もそういった意味でしっかりとできなかったということで、組織を統轄する立場にある者ということと行政の最高責任者として、本当に責任を感じて今回提案させていただいているということでありますので、規則のこともさることながら、今回の職員の懲戒処分全体の中での私の責任を明らかにしたいということでの提案でございます。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　私自身は、先ほどの条例改正に対する町長及び副町長の説明について、このように理解をいたしました。

本来ならば、３月補正の時点で規則を改正しなければできなかった補正予算の提出を、当時、規則の解釈を誤っていたために、当然に現行規則で処理できるという判断をしていたと。しかし、その後、その判断に誤りがあるということに気がついたので、したがって、関係する規則、１０条の部分を、今いただきました形で改正を、当時やっておけば全然問題なかったのだが、判断の誤りがあって今日までおくれたと。結果的に、規則を誤って解釈をしたと。

当然、誤っていれば、規則改正を担当に指示することもないわけでありますから、これは、担当というよりは上司である町長、副町長の判断の誤りを認めた上で、監督責任もあわせて今回の条例改正、１０％給与改正を行いたいと、こういうことであるので、私は、謝罪の意思が明確であるということと、原因としての規則第１０条に今回の改正を加えるということで、今後は、この部分については誤りが生ずる余地はないという形になったので、一応完結を見たものというふうに思っております。

そのように判断をしたいというふうに思うのですが、解釈に誤りはあるでしょうか、お聞きいたします。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　おっしゃるとおりだと思います。その上で、法人と、この規則自体も、ほかに欠陥がないか含めて全体的な検討をしたいということで、先ほど副町長のほうから説明があったということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　１３条にわたる美幌町地域生活支援事業実施規則、この中で、今回は第１０条の３が加入されて、とりあえず問題は生じないという形になったことは了としたいと思いますし、多分、全体の中では、現状に合わせて規則そのものを総合的に見直しをする必要に迫られているというのは、私はどの部分を指しているのかは承知できませんが、それはそれで、現在の措置とは関係がないので、粛々と進めていただければ結構だというふうに思っております。

したがって、今回、議案第４２号の条例改正、町長及び副町長について、給与の１割カットをする原因が、このことによって明確になったというように受けとめたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに。

１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　一つは、この条例の提案理由、これに書かれている、何かむち打つようで申しわけないのですが、書いてあるとおりの文章に、僕は１行足りないと思うのです。というのは、基本的に、副町長も町長も、３月に提案された事実は残っています。それで今、説明の中で、判断ミスがあったからこういう対応をとりたいという、本当に真摯に答えているなと思っています。

そうであれば、この改正目的の趣旨の文言が、あえて管理監督責任ということばかりではなくて、やっぱり明確に、先ほど言葉であらわしてくれた改正理由のほうが私はすんなり受けとめられるなと、このような気がいたします。

これは釈迦に説法みたいな言い方で恐縮なのですが、ただ、町長みずから発言を求められ、そして副町長もあわせてみずから発言されていることですから、今すぐ文言を直せということは言いたくはありませんが、今後も含めて、管理監督という立場もあるでしょうけれども、最終判断は町長、そして副町長がされたことでありますから、しっかり、そこら辺も、言葉としては承っていますので、これ以上申しませんけれども、こういうことに当たっても明確にしておけば、もう少し理解

が深まったかな、このような思いでいます。

今後、こういうことのないようにしていただければ結構かなと思っています。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　改正目的の趣旨で不十分だったということであります。そのことについてはおわびを申し上げたいと思いますが、文面にするもの、あるいは公の場で発言するということの中で御理解をいただきたいと。別に何かを隠してだとか隠ぺいしてというつもりは全くございませんので、そのことだけは御理解をいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　今の説明を聞いていまして、事実の確認というところをもう１回聞きたいのですけれども、今回の処分の内容に値する議会のほうのことなのです。

議会運営委員会等に聞いた後も、議員団が集まったときに言ったのですけれども、３月議会で地域生活支援事業委託費が２３３万５，０００円の増額の補正だったのです。この補正後、平成２４年度、新年度は、ここの生活支援事業委託料の総体で３，３２１万９，０００円ということで説明を受けていると。

この中に、今の分の７５０万円が入っていますけれども、では、３月のときに八十数万円の増額の予算を議会に説明しないまま通したと。それの確認を議会に説明していなかったという報道をしたものですから、では我々議員は、３月の補正のときに聞いている２３３万５，０００円の真相を、まだ聞いていないものですから、では、このときの２３３万５，０００円が、業務委託料ですから、そうしたら、その他の差し引きの１５０万円も、この業務委託料として増額が適正に措置されたのかどうかの確認もとれないものですから、３月に戻る補正の議案そのものの説明が理解できないものですから、その部分の説明をしてもらいたいなというのが一つ。

それと、常日ごろから思っていることがありまして、業務委託が見積もり入札なのか、入札なのか、随意契約なのか。あくまでも僕は、入札というのは金額だと思っています。

この金額が後で変わるのであれば、その契約自体がどういう形式をとったのか。入札後に金額が上がるのか、見積もり後に上がるのか、随契後に上がるのか。となれば、業務委託という考え方が美幌町の中で、その他のいろいろな項目の中で反映されるときに、このように町長が認めたら金額を増減できるとなれば、すべての業務委託という言葉が適正になるのかという部分の判断ができないものですから、業務委託の契約全般について、入札、見積もりして随契で、それ以後の金額変更について、町として一貫した考えが、統一になるという確約なのかどうかも含めて、まず１回目。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　ちょっと質問の中身が十分把握できませんけれども、一般的に、入札して、見積もりして、途中で変更があれば、もちろん委託契約、あるいはその他の工事請負契約含めて、変更ということは十分あり得ると思います。

今回の事案については、一応委託契約ということで、七百数十万円のキャップをはめているところから問題があったので、それを超えてしまったというところで規則を改正しないままに、拡大解釈も含めて誤った判断をしたということでありますから、今回、規則改正をさせていただいて、利用者によって金額が動くわけですから、そのキャップを超える場合については、町長が認めるということで、特別な理由が生じたときは額を変更できるというようなことで、改めて、今の段階ではこういう改正をさせていただいて、先ほど大江議員の質問に答えたように、総体的な見直しも、やはり時間がたって、時代を経ておりますので、そういったことをしっかりと見直していこうということであります。

一般的な入札だとか、そういうことは当然、変更契約ということは十分あり得ること

だと思いますし、そういうシステムに今はなっているところであります。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　３月の補正の時点の地域活動支援センターの内訳でございますけれども、２３０万円のうち１５３万３，０００円が地域活動支援センターに係る委託料の増額補正でございます。

それと、委託の内容でございますけれども、これについては地域活動支援センターということで、療育園を指定していますので、そことの１社の契約でございます。

契約の変更の内容につきましては、要綱に定めて、利用料金を単価で、例えば障害によって、重度、中度、軽度によって、時間帯によって、それぞれ単価が定められていますので、その単価に応じて、利用される実績に応じて支払うことになってございます。

よろしくお願いいたします。

○６番（松浦和浩君）　２３０万円の内訳はわからないのかい。最初に言っているのは。

（発言する者あり）

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　先ほど民生部長が説明した二百数十万円というのは地域生活支援事業そのものでございまして、その中に一つのメニューとして、１５５万円というのが地域活動支援センターの分でございます。

地域生活支援事業というのはメニューがたくさんございますので、それが総額ということでございます。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　地域生活支援事業の業務委託料という項目なものですから、事業ではなく委託というところの項目なので、２３０万円は全部委託料に消えているのでしょうと思ったのです、僕は。となれば、先ほど８０万円かなと思ったけれども１５０万円と言われて、金額がわからないのですけれども、業務委託料ですからね、事業ではなくて。

業務委託料ということは、相手があることなので、相手に消える先との契約だってあるのでしょうと。委託されている相手が、地域活動支援センターの７５０万円ではなく、ほかのところも１７５万円、８６７万円、６００万円、１１２万円、８００万円という形で分割しているではないですか、相手先が。今回、２３０万円の中で、僕は八十何万円と思ったのですけれども、今１５０万円と言われたら、また数字が変わるので、それより２３０万円の補正の中身が、委託料ですから、事業ではなくて。ということは、委託を受けた、今のセンター以外のところも委託料としてふえたのであれば、センター以外の委託先の契約もどうなのかなと思ったので、気になって聞きたいなと思ったのです、まずは。いいですか。

今、たまたま１５０万円という数字が出てきたので、増額しても八十何万円と聞いたので、その辺、勘違いなら僕も困るので。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　３月に補正いたしましたのは、私が言いましたように、地域生活支援事業の業務委託料総体を補正したのが２３３万５，０００円の増額補正であります。

その中では４本の事業がありまして、これは増減があるのですけれども、すべて増額ではないのですが、４本で何があるかというと、移動支援事業の委託であったり、日中一時支援事業の委託であったり、そして今回の地域活動支援センターの委託であったり、あるいは訪問入浴サービス事業の委託であったり、ここで増減はしております。

地域活動支援センターの業務委託は１５３万３，０００円が増ということで、八十数万円の増というのは、７５０万円に対しては８８万円の増ですが、予算ベースでいきますと、７５０万円は当初から予算を組んでいたわけではなくて、現行の予算は、限度額７５０万円に対して６８４万６，０００円を見込んで平成２３年度は予算を組んでいたので、このときの年度末の見込みは８３７万９，０

００円を見込んだので、不足額として１５３万３，０００円を補正したということであります。（発言する者あり）

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　早口で言われてわからなかったのですけれども、この事業の委託料そのものが、今年度は３，３２１万９，０００円という形から僕は追うしかなかったものですから、３月補正のときに、そこまでの分としてのチェック漏れした、逆に言えば、僕は個人的に議会議員としてチェックミスした自分に責任があるなと思っています。でも、その責任をとらないといけない事由が、３月議会に通した執行部の提案を、はっきり言って議会も知らなかったという報道になっていますので、当然私も知りませんでしたから、だから私も、議員として責任があるのだなと。

ですから、今回の処罰のことより３月議会の説明の内容等を考えた場合、この２３３万５，０００円の説明と、今話された、実はという部分、そのものも今初めて聞いた話であって、それであれば、補正だとか予算関係、どこまでかみ砕くのかということが今後になりますけれども、今回、それは質問という形にいかないので、それであれば、この２３５万５，０００円のときの説明が、たまたま記憶がないものですから、このときに、議会に何て説明したのかなと、最後に。そのときに説明した説明の仕方を、今言ったとおりの説明をしたかどうか。説明されていないと思いますので、逆に説明だって疑問がありますので、そのときの説明に戻って、このときどのような説明をしたかちょっと、お願いします。

○議長（古舘繁夫君）　副町長。

○副町長（染谷　良君）　この問題が起きてから、私も実はその辺を説明した職員に、現在の総務部長ではありませんが確認をしております。

確かな説明はしておりません。これも本当に私どもの大きな、今反省すべきところですが、しかし、決して意図的にこれを隠していたとか、そういうことは全くなく、その説明に至らなかったということで、このことにつきましては私のほうからも、冒頭、十分な説明が、事前に、本当に議案の中で、当時の３月の段階で、委員会なり、あるいは議会の補正予算の提案なり、説明をするチャンスはありました。そのことができなかったということで、冒頭に、私からの提案理由の中でも説明をさせてもらいましたけれども、そういったことで、このことについてはくくって実績増というようなたしか説明ではなかったかと思いますが、議事録を見ていないから何とも言えませんが、恐らくその程度の説明にしかならなかったということでございます。

このことにつきまして、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今後の議会の説明については、十分理解いただけるような説明に努めていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで、質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。５時１５分までといたします。

午後　４時５８分　休憩

午後　５時１５分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第４２号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（古舘繁夫君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本日は散会します。

午後　５時１６分　散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員